

平成28年12月12日（月曜日）

第4回松島町議会定例会会議録

（第2日目）

平成28年第4回松島町議会定例会会議録（第2号）

出席議員（13名）

1番	澁谷秀夫君	2番	赤間幸夫君
3番	櫻井靖君	4番	（欠番）
5番	後藤良郎君	6番	小幡公雄君
7番	高橋幸彦君	8番	今野章君
9番	太齋雅一君	10番	色川晴夫君
11番	菅野良雄君	12番	高橋利典君
13番	阿部幸夫君	14番	片山正弘君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	櫻井公一君
副町長	熊谷清一君
総務課長	亀井純君
財務課長	櫻井一夫君
企画調整課長	千葉繁雄君
町民福祉課長	阿部利夫君
町民福祉課福祉班	山口俊江君
健康長寿課長	児玉藤子君
産業観光課長	安土哲君
建設課長	赤間春夫君
会計管理者兼会計課長	阿部礼子君
水道事業所長	佐藤進君
危機管理監	赤間隆之君
復興まちづくり対策監	小松良一君
総務課参事兼総務管理班長	太田雄君
教育長	小池満君

教 育 次 長	櫻 井 光 之 君
教 育 課 長	本 間 澄 江 君
選挙管理委員会事務局長	伊 藤 政 宏 君
代 表 監 査 委 員	丹 野 和 男 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 千 葉 義 行 主 事 磯 田 友 希

議 事 日 程 (第 2 号)

平成 2 8 年 1 2 月 1 2 日 (月曜日) 午前 1 0 時 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 〃 第 2 議員提案第 6 号 松島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 〃 第 3 議案第 9 9 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 〃 第 4 議案第 1 0 0 号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 〃 第 5 議案第 1 0 1 号 松島町町税条例の一部改正について
- 〃 第 6 議案第 1 0 2 号 松島町国民健康保険税条例の一部改正について
- 〃 第 7 議案第 1 0 3 号 集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 〃 第 8 議案第 1 0 4 号 松島町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 〃 第 9 議案第 1 0 5 号 財産の取得について
- 〃 第 1 0 議案第 1 0 6 号 工事委託に関する協定の締結について
【長田雨水ポンプ場他 1 施設の復興事業に係る建設工事委託に関する協定】
- 〃 第 1 1 議案第 1 0 7 号 工事委託に関する変更協定の締結について
【松島浄化センター長寿命化改築工事委託に関する協定】
- 〃 第 1 2 議案第 1 0 8 号 平成 2 8 年度松島町一般会計補正予算 (第 6 号) について
- 〃 第 1 3 議案第 1 0 9 号 平成 2 8 年度松島町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) について
- 〃 第 1 4 議案第 1 1 0 号 平成 2 8 年度松島町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) について

て

〓 第15 議案第111号 平成28年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第2号）につい

て

〓 第16 議案第112号 平成28年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）につ

いて

〓 第17 議案第113号 平成28年度松島町水道事業会計補正予算（第3号）について

〓 第18 議案第114号 工事請負契約の締結について

【町道手樽・富山駅線避難道路整備工事】

〓 第19 議案第115号 工事請負契約の締結について

【町道根廻・磯崎線道路整備工事】

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

○議長（片山正弘君） 皆さん、おはようございます。

平成28年度第4回松島町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますのでお知らせいたします。松島町高城■■■■■さんほか1名でございます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（片山正弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、5番後藤良郎議員、6番小幡公雄議員を指名いたします。

日程第2 議員提案第6号 松島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部改正について

○議長（片山正弘君） 日程第2、議員提案第6号松島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議員提案第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議員提案第6号松島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第99号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

○議長（片山正弘君） 日程第2、議案第99号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。2番赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 2番赤間です。早速ですが、配付いただきました資料の最終ページに基づいて2、3お尋ねしてまいりたいと思います。

まず、第1点目でございますが、介護のための勤務に支障が生じるとして介護休暇や介護時間を求める職員の現状での実態をお知らせいただければなと思いますが、よろしく願います。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 現段階で介護休暇をとっている職員はおりません。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） これまでに、町当局に対して職員の側から介護休暇等を取得させてほしいとか、時間的なことも含めてありましたらお知らせください。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 私になってからはございませんで、私の前が副町長でございまして、副町長にも聞きましたんですが、ないということです。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 町には職員労働組合があるかと思いますが、職員労働組合のほうから労使協議の中で、そういったいわゆる介護休暇、あるいは介護時間での時間的な請求をしたいという権利に関しての協議経過というのはないんですか。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） こういった制度が変わるときには、職員組合にはお話しさせていただいておると。今回も給料と一緒に制度も変わりますので、過日説明はさせていただいたということでございまして、これについての要望というのは特にはされていませんで、了諾をいただいたというところです。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） そうしますと、これは若干想定が入るからですけれども、親あるいはそれに代わる親族の方で、どうしても立場上短期間、短時間で介護しなければいけないんだということで申し出される職員については、年次休暇で処理するという形になっていきますか。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） これまで、介護のための休暇ということで特別にとった方はいらっ
しゃらないということで、もしこれまで存在したのであれば、年休をとって対応していたの
かなと考えられます。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） それでは、ちょっともう1回だけ資料に戻ってもらって、この介護時間
で特に公務に支障がある場合の時間等という記載の項目があるんですけども、公務に支障
がある時間とはということで、これは確認になりますけれども、これは町とその該当職員と
の関係ではどんな関係になるんでしょうか。あくまで町の承認を受けての部分でというこ
とでしようけれども、その辺の確認をさせてください。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） これはあくまでも承認行為でございますので、どうしても公務上抜
けられては困るといときは、ちょっと時間を変えてもらえないかというようなお願いをす
るようになると思いますが、そういった方については、あらかじめ管理職の職員が情報を得
ているわけですから、なるべくその意に添うようにお休みいただけるように配慮しているの
が現状ではあります。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） そうしますと、任命権者に申し出るのは当然ですが、それぞれの課の担
当の管理者に申し出て、そういったことでの承認を受けながら今後は対応いただくというこ
とを想定に入れるということに理解していてよろしいということですか。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） そのとおりでございます。これまでは介護休暇1回ということで
ございましたが、3回まで可能でございますので、介護を必要とされる方のための休暇とい
うものもとりやすくなるのかなと思います。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 質問の最後になりますが、今お話が出ました連続する3年以下、1日に
つき2時間以下と介護時間については設定があるわけなんですけれども、このことによって、
取得した職員が著しく不利にならないようにと記載されているわけなんですけれども、3
年を超えてどうしても、特に介護関係の休暇等については、ときとして5年とか、甚だし
いと10年近くとか、そういったケースも生まれてくるわけなんですけれども、そういったこ

とも想定に入れた場合に、そういったことは町側としてはやむを得ない措置として若干そういった、無給というんですか、そういった措置も含めてあり得ると理解していてよろしいんですか。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） この制度外に及ぶ長期にわたっての介護休暇という、非常にケースとしてレアなケースになると思うんですけれども、そのときに考えなければならない話ではございますが、ノーワーク・ノーペイの原則で、働かなかつた分は給料はないですよという形での休暇という扱いにはなると。ただ、昇任、昇給については。ここの今回の改正の範囲であれば支障を来さないようにしなければならないんですけれども、超えた場合は、ちょっと検討していかなければならないだろうとは思っております。

○議長（片山正弘君） 他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議員提案第99号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議員提案第99号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第100号 職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（片山正弘君） 日程第4、議案第100号職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 若干質問させていただきたいと思います。

今回は骨子ということもありますので、説明資料の中には。その中からちょっと質問させていただきたいと思います。

今回は給与に関する条例ということでございまして、その他という部分がございまして、それで、再任用の給与、その前3と4ということで専用スタッフと再任用の給与ということでございまして。ちょっと私の能力ではわからないということで、再任用の給与について、優秀な成績率を良好の成績率よりも一定程度高くなるようにということでありますけれども、わかりやすく説明をしていただければと思います。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 再任用に関する条例というものがございまして、そのたしか3条には優秀な職員が再任用として残れるというか、そういった制度になってございまして、再任用の方は優秀な職員だとは思いますが、毎年、今後人事評価というものが出てくるわけございまして、成績率というものが出てきます。その中で、優秀な人について考慮するべく勤勉手当が0.05でしたか、上がりますよということで記されているということでございまして。ですから、0.05目がけて頑張ってくださいねということで言えるかなと思います。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） これも質問したのかなと思いますけれども、これは誰が人事評価を主に、その担当課長初めそういうことで人事評価をされると思うんですけれども、改めて、この辺が一番のポイントだということがあるかなと思うんです。相対的に前向きに取り組んで行政が能力を発揮したよということになりますけれども、どの辺がポイントになるわけなんですか。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 人事評価のポイントはどこかというお尋ねだと思うんですが、私どもで人事評価の最大のポイントは、今ラスが91であると。これを何とか上げたい。何とか上げるための根拠にしたいというのが人事評価をやるということでの観点だったということでございまして。それで、よく公務員については、目標管理というのは非常に難しいと言われておりますが、決められた期間で私はこれだけの仕事をしたいということで各個人に定められて、それが達成されれば達成と。達成しなくても、達成するためのかなりの努力をしたというのであれば、これを見てあげなければならないとか。そういったことをやっていくと。さらに、組織として考えたときに、班長はそれをちゃんと見ていたのか。課長はちゃんと見ていたのか。その辺まで、評価の対象にしていくことございまして、個人の評価もそうですが、班長、課長という組織の代表としての評価もしていくようにはなります。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） それはそうでしょうね。当然どこの会社でもそういうふうになると思います。

それで、この再任用、最近は、ことしもないかったと。去年の退職者ですね。ことし3月31日で退職した人もいなかったと。ここ最近、私が知っている人では1人いらっしゃいまして、その方はちょっと病気になりましておやめになったということがありますけれども、来年度、今の職員の中に、再任用を希望している方、またはもう決まったということがあれば何人いらっしゃるか。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 来年度は3人の方に再任用として残っていただきます。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 3人ということになりますが、この方にもやはり0.05上がるように。来年4月から再任になると思いますけれども。

こういう再任用を毎年毎年採用するということはなかなかないかなと思いますけれども、今派遣職員が来ております。松島は人数も足りないということも報道されていることもあります。そういう再任用の方の力がこれからやっぱり必要になると。これは、だからといって新規採用を控えるということでもなくて、その人たちの能力を十分に活用していただきたい。そういうことなんです。そういう中で、今この第3号専用スタッフとこのように書いております。これは、現在松島には導入されているのかいないのか。当然いないかなとは思いますが、こういうことも最終的には必要になってくるのではないかなと思うんです。やっぱりそういうベテランの能力の高い人が再任用になるという前提のもとで話しますと、やっぱりこの人たちのお力は非常に大切。派遣職員がいなくなるとなりますとどうなんでしょう。その辺は考えていますか。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 考えていますかということなので、考えております。それで、中身についてちょっとお話をさせていただきますと。今派遣いただいている職員の方、自治体派遣については、まず予測では半減するだろうということでございます。そんな中でやっていかなければならないということで、来年度からフルタイムで再任用の方に残っていただける制度をつくりまして、そういったフルタイムで3人の方に残っていただくということになりました。一方で、今色川議員がご質問の専門スタッフですが、これはうちの町で過去に雇ったことがあるかということですが、それはございません。これは実はお手元の資料、給与勧告

の骨子というのは、人事院で勧告したときのペーパーそのままの写しを皆様にお示ししたところでございまして、全部読んでいただくと、うちの町にこれはないというものがあるとは思うんですけれども、その中でないのがこの専門スタッフなんですけれども、国としてもあまりなくて、ちょっと定義を読みますと「高度な専門的知識、経験が求められる特定の行政分野において部局横断的な重要政策、局内各課にまたがる重要政策等についての企画及び立案等を支援する職を現行の専門スタッフ職よりも上位の職制上の段階相当する新たな専門スタッフ職として登用します」という定義になっております。これを改めて読んでみますと、うちでもこれはあってもいいよなということも思いますので、これは現有でないものですから、今後検討にしていかなければならないだろうなと。ここにいる職員も、管理職が来春には4人、ここでいなくなります。その次の年には2人いなくなりますので、再任用でどれだけ残っていただくかというのはまた別ですけれども、そういった組織横断的に見れる職員にこういった仕事をということもちょっと考えていかなければならない時期に来ているかなとは思えるところでございます。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） まさに、私はこれからやっぱりまちづくりで差が開いていくのは、こういうスタッフがいるかどうかだと思うんです。そこに1つの課に特化した職員も大切なんです。しかし、やっぱり職員の能力が高い人、横断的に全部見られるような、そういう専門性のあるこういう優秀なスタッフにご指導いただくということがこれからやはり、若手職員がその人を見習いながら勉強していくということが私は必要ではないかなと思っておりまして、ぜひ検討していただいて導入に向けて頑張っていただければなと思っておりまして、ひとつよろしく研究していただきたいと思います。

以上です。

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。2番赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 2番赤間です。

私からも、ただいま色川議員がお使いになった資料、人事院からの勧告骨子に基づいて何点か質問させていただきたいと思います。

まず1点目でございますが、給与制度の改正等に係るⅢの最初の1番目に当たりますけれども、平成26年の勧告時において該当とされた職員で、平成27年から3カ年間でありますけれども、その対象職員数というは把握されていると思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） これは該当はしていなかったということです。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 要するに、地域間の給与配分、世代間の給与配分及び職務や勤務実績に応じた給与配分の見直しを行うこととしという部分で、該当していた職員はいなかったということでの理解でよろしいんですね。

では、2つ目に入りますが、配偶者に係る扶養手当の見直しの部分ではいかがでしょうか。本町の対象となる職員の実態等の把握、現状でどのくらいの職員が対象になるだろうと見込んでいますか。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 被扶養者の数をちょっと申し上げたいと思うんですが、平成29年度で申し上げます。配偶者として36人、被扶養者です。それから、子供は107人。父母などは18人ということでございます。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） わかりました。

それから、専門スタッフの部分でございますが、私は単純にいわゆる専門職的なスタッフというふうに理解してしましまして、保健師、看護師とか介護士とか保育士とかそういったいわゆる医療関係ですとか福祉分野とか国家資格等を有する職員等を中心にと。いわゆる一般行政職と医療職等、そういった方々を対象にして使い分けされている形で4級というものが新設されるのかなと思ってみましたら、先ほどの説明でわかったんですけども、いわゆる組織を横断的に対応いただく職員なんですよということで、今後研究、検討に入れて、そういった人材を雇用のときに俸給表4級の設定をというお答えでしたので、これについては理解しました。

ただ、町の職歴、勤務年数が長く、例えば税務職ですとか、あるいは財務関係とか、あるいは下水道、水道、そういった企業職的な部分も想定に入るんだろうなと思いますけれども、そういった部分にある程度長く勤務されると、税務関係ですと国家資格的には税理士等の資格を有する、あるいは行政職の中でも行政経験がそれなりに多数と行政書士等の資格、場面によっては町ではなかなか珍しいケースだということなんですけれども、司法書士、土地家屋調査士等の資格に準ずるような職員ということも一方では出てくるのかなと。全国的なケースではそういったこともあり得るという状況でありますから、そういった分野までをも含めて町

としては見ていくんでしょうかというところだけちょっと確認しておきたいんですけども。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 今のご質問の中で、下水道歴が長い職員でと。私のことだと思ったんですけども、15年いましたし。後ろの産業観光課長は財政のほうに15年ぐらいたということでございまして、それで国家資格を取ったかという、認定資格は取っていますけれども国家資格らしい国家資格は取っていなかったものですから、ちょっと反省もしなくちゃならないと思ったんですけども。

この専門スタッフですが、やはりある程度多岐にわたった知識だとか、そういったことがわかる方になってもらわなくてはならないと。一方で、退職される方というのは38年から40年くらいいるわけで、4つ、5つという課を歴任されて卒業されていく方ですので、かなりの知識をお持ちで、そういった方にこういった職についていただくのもいいのかなと。一方で、そういったベテランの力を、先ほどもお話にありましたが、若い職員にお教えするためにも残っていただく、一緒に実務をやってもらおうと。それも若い職員が勉強になるということもありますので、そういった視野を広げるという意味では、専門スタッフというのはいいい職制だと思えるわけでございます。

以上です。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） ありがとうございます。

私の頭の中では大体そういうことだろうと思いつつ、なおかつ松島町が災害に強いまちづくりということを今後早急に描かなければいけないとするならば、俗に言う宅地、あるいは特定工作物応急危険判定士、建築もあるいは宅地宅盤の危険判定士とかそういった方なんかも今後やっぱり有資格者として長い目で雇用できるような体制も組めたらいいかなとは思いました。なお、その辺も参考にさせていただければなと思います。

そして、最後であります、その他ということで、私はその他に書かれている項目以上に現在町では行政職1表を採用されている職員以外に、俗に言う技能労務職の行政2表の給与表を適用いただいている職員もおるかと思うんです。そういった方についての扱いについてはどのように今回のこの勧告を受けて変化が生まれるのかなというところ。特に給与制度の総合的見直し等にかかわっては、これまで余り扱いはなかったんでしょうか。その辺はどうなんでしょうね。ちょっと確認します。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） ここに書いてありますとおり、行政職俸給表1との均衡を基本に改定ということで、取り扱いとしては同様の改定です。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） では、行政表2表は1表に準じて同様な改定をと理解していてよろしいということですね。

私からは以上です。

○議長（片山正弘君） 他に質疑ございませんか。11番菅野良雄君。

○11番（菅野良雄君） この議案と直接かかわるものではないんですけれども、参考までにちょっと聞かせてもらいたいと思うのは、私たちは議会報告会で議員の報酬を上げるということで説明して歩いたんですが、そのときに、役場を退職した方に職員の給料は考えなかったのかということをおっしゃったんです。ラスが低いんじゃないかという話をされたんですが、ラスの低い理由というのが説明できなかったというので、今もラスの話がありましたけれども。松島町のラスが低くなったというのはどういう根拠があって低くなっていったのかということをお聞かせ願えればと思います。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） ラスが低い理由は、一言でいうのは非常に難しいんですけれども、1つ大きな要素として、平成17年ぐらいに給与勧告でマイナス勧告の年がありました。そのときにマイナス勧告を町として受け入れまして、組合にもお話ししマイナスにしていた経緯があります。ですが、このときにそのマイナス勧告を受け入れない自治体というのも出てきていまして、受け入れない自治体が上がって、受け入れてしまった松島町が取り残されたという状況にあります。100%給与勧告をうちの町は受けてきて、そのままやってきているんですが、部分的にやっていない部分というのほほかの自治体では結構あるようです。もっとほかに申し上げますと、6級になって55歳以上の職員は給料が若干下がるんですけれども、該当者は私だけなんですけれども、これをやっていない自治体が多いんです。だからといって改定してくださいとは言いませんけれども、こういったことを一つ一つつぶさにやってきた結果、結果的に下がっちゃったのかなというように思います。ただ、ほかの自治体も、隣の利府なんかは94か95ぐらいでして、給与勧告をあそこも全部やってきたのではないだろうなと思っているんですけれども、そういった差になってきているような経緯です。気をしています。

○議長（片山正弘君） 菅野良雄君。

○11番（菅野良雄君） そういう経過があったというのはよくわかりました。この間、町長と議会がちょっと懇談する機会があって、ラスの低さの解消の話もちょっと町長もしていましたけれども。今までもそういう引き下げの勧告があったときに従いましたよと言うんですが、組合と交渉の中で、その分取り返すというような交渉はしなかったんですか。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 交渉はなされていなかったようです。うちの組合の皆さんもかなり研究されていらっしゃる方は多いので、そういった勧告を受けなかったことの町としてのデメリットだとか。交付税交付金が減らされる可能性があるとか。そういったこともお考えになられて特に町執行部に糾弾するとか、そういったことはなかったと思います。ですから、逆に言って、この間、議員方と町長と一緒に懇談会に私も同席させていただきましたが、人事評価を使って今後上げていきますと町長がお答えしたように、これを有効にを使って、上げる根拠として使っていったらいかがだろうというスタンスは変わっていません。

○議長（片山正弘君） 菅野良雄君。

○11番（菅野良雄君） 組合で強い交渉をしていけば55歳でストップすることもなかったのかなという気がしますけれども。今後はその解消のために人事評価を正しくということでありませうけれども、これも非常に難しいんだろうなと思いますけれども、何号俸アップするかとか、そういうのは難しいんだと思いますけれども、その辺、何か考えがあったら聞かせてもらえればなと思います。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 先ほども申し上げましたが、公務員に対する人事評価は非常に難しいということで世の中では言われています。例えば民間のセールスを担当している方だったら、Aという商品を何台売ったので評価としてAクラスだとか、Bだとかって簡単に分けられるんですが、公務員はこれが非常に難しいと言われておりました。それで、じゃあ公務員はどうしているんだということですが、先ほども言いましたが、各個人にことしこの何か月間でこれだけの業務をやります、例えば技術屋であれば年度当初に与えられた現場の設計をここまで進めますとか工事をここまでやりますとか、そういった目標を立ててもらいます。それを達成できればB評価でありA評価でありと。早ければA評価です。そういったふうにしてやっていくと。ただし、達成できない場面がどうしても起きるわけです。そういったものは、起きなかった過程はどうだったのか、組織としてどうだったのかということ

検証しながら人事評価をしていかなければならないとこのように思っています。ですから、繰り返して申し上げてしまいますが、個人の評価もありますが、組織としての評価もしていきますよということでございます。

○議長（片山正弘君） 菅野良雄君。

○11番（菅野良雄君） よくわかりました。先ほど色川議員から再任用の人も含めてということがありましたけれども、全ての職員がやる気の出るような評価をしていただいて、松島町の職員が活性化して意欲を持って町民のために働いてもらうようになっていただければと思ひまして質問させていただきました。ありがとうございます。

終わります。

○議長（片山正弘君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第100号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第100号職員の給与に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第101号 松島町町税条例の一部改正について

○議長（片山正弘君） 日程第5、議案第101号松島町町税条例の一部改正についてを議題いたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。8番今野章議員。

○8番（今野 章君） 町税条例の改正ということで、医療費控除の関係なんですけれども、説明では風邪薬だとか胃腸薬だとか関節痛の張り薬なんかも入るんでしょうか、そういう説明だったんですけれども、實際上薬局に行って買うときに、それが控除対象の薬かどうかというのはどういうふうにしてわかるんでしょうか。その辺をちょっと教えてください。

○議長（片山正弘君） 櫻井財務課長。

○財務課長（櫻井一夫君） 薬局に行ってどうわかるのかということですが、薬局では対象になる薬だということを表示するように通知がなされているので、多分、いずれなったときには、この薬は控除対象になりますよという表示がなされるものと理解しております。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） そうしますと、現状売っている商品に何かシールかなんかを張るということなんですか。そうすると、そういう準備が町内の薬局では今ずっと進んでいるということと理解していいんでしょうか。いかがでしょう。

○議長（片山正弘君） 櫻井財務課長。

○財務課長（櫻井一夫君） 対象品目が結構ございますので、これはやはり厚労省関係の通知として、いろいろな業界を通じて流れているものうちのほうは理解しております。当然今の薬もなる、ならないというのがあるので、それをわかりやすく表示されるものと理解しております。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） それから、特定健康診査だとか予防接種とかを受けた人でないと薬の関係の控除はできないという説明だったわけですけども、その辺の証明というのはどういふふうになっていくんでしょうか。

○議長（片山正弘君） 櫻井財務課長。

○財務課長（櫻井一夫君） 例えば、特定健診、予防接種とか定期健康診断と町民の方はいろいろ受けていると思うんですが、そこで結果が多分出てきますよね。私の場合ですと送られてきてどどこが悪いですよ、例えば血圧が悪いですよとか、そういうものが送られてくるので、それが証明にかわっていくのかなと。それがいい方は受診したときにも受けたという証明をいただく手続きが入るかもわかりませんが、現段階ではちょっとその辺がまだ詳しく入ってきていないというところでございます。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） そうすると、何でもいいんですか。我々だとメタボの特定健診とかがあったりしますけれども、どんな検診でもどれか1つを受けていればいいとか。あとは予防接種ですか、どれか予防接種の1つでもやっていたら大丈夫と、そういうことなのか。それから、私が税金を申告するといったときに、家族の分まで含めて多分申告できるんだと思うんですが、検診する対象は家族なのか、薬を使っている家族なのか、病気をしていない私なの

か、例えば。検診すべき対象というのは誰になるんですか。

○議長（片山正弘君） 櫻井財務課長。

○財務課長（櫻井一夫君） 検診すべき対象というのはそれぞれの方です。例えば今野議員の奥さんも扶養していますよといったときには、奥さんが当然検診とかいろいろするわけですよ。今野議員が例えばお子さんを扶養してしまてまとめてするという場合はそれぞれの証明が、ここで幾ら払いましたという形が出てくる。それを添付して申告するという形になります。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 要するに、私は検診していないと。申告するのは私だと。私は奥さんの分の薬代を控除したいと。これは可能なのかどうか、そこら辺がよくわからないので、ちょっとその辺はどうなんだろうということ。それで、証明書の発行は、例えば検診したときに町のほうの体制は控除のための健診をやりましたよという証明書かなんか発行するような体制になるんですか。

○議長（片山正弘君） 櫻井財務課長。

○財務課長（櫻井一夫君） 申告者は、例えば今野議員の場合は、奥さんの場合でも当然できます。ということです。あと、町の関係の証明書というのが「特定医療費控除を支払った所得に関する証明書」ということで様式が定められているようですので、これによって証明が可能だと考えています。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） いま一つわからない。私が検診を受けていなくて、申告する本人ですと。奥さんが薬を買っていて奥さんが検診は受けていますと。奥さんの分の薬代を私が控除に使うと。これは可能かどうかということです。その辺はどうなんですか。

○議長（片山正弘君） 櫻井財務課長。

○財務課長（櫻井一夫君） それは可能でございます。（「可能な。私が健康診断を受けていなくても」の声あり）

○議長（片山正弘君） よろしいですか。もっと詳しく聞くんですか。（「大丈夫なのね」の声あり）櫻井財務課長。

○財務課長（櫻井一夫君） 奥さんが、例えば薬をもらいました。この健康診断を受けています。いろいろ要件がありますが、これが受けていれば今野議員が申告しても大丈夫だということです。今野議員がやっていなくても世帯主ですので大丈夫だということです。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） だから、よくわからないんだよね。健康診査を受けていなきゃだめだよと言っているわけでしょう。申告する人が受けなきゃだめなのか、使っている人が受けていればいいのか、そこがわからない。だから、これを見ると申告する人が薬を使っていなくても検診を受けていないとだめなのかなとか、そのこのところなんです。だから、俺は働いていて元気だから検診を受けていないよと。だけれどもうちの母ちゃんは病気ばかりしてきて、ということで薬を買ったと。そのときにどうなんだという話なの。

○議長（片山正弘君） 櫻井財務課長。

○財務課長（櫻井一夫君） それは当然できるということです。（「わかりました」の声あり）

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。11番菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 今野議員が聞いたんですけれども、検査の種類、特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査いわゆる人間ドックとか、それからがん検診、こういうものを受けていなさいと。受けていないとだめですよというけれども、今野議員が言ったように全部受けていないとだめなのか、このうちの1つでも受けていればいいのかということ。そこをはっきり教えていただければ。

○議長（片山正弘君） 櫻井財務課長。

○財務課長（櫻井一夫君） 取り組み方としては特定健診とかいろいろございまして、このうちの1つを受けていればいいということです。

○議長（片山正弘君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） わかりました。これは何か、課税所得が400万円というから松島町に何人いるのかわかりませんが、400万円で2万円まで薬を購入した場合には減税で2,400円ぐらいになるんだそうです、計算上は。こういうのは町民の間にわかっていないと無駄になりますので、きちんと広報していただいて利用していただくようにしていただければと思います。答えはいただきますかね。

○議長（片山正弘君） 櫻井財務課長。

○財務課長（櫻井一夫君） 税法の改正ですので税からも情報を提供する意味もありますが、保険関係の部門からの情報提供というのも当然あると思います。そういう形でいろいろ町民にはやっていきたいと考えています。

○議長（片山正弘君） よろしいですか。菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 附則第20条の特例適用利子等及び特例適用配当等に係るということで、

日本と台湾との間でとこう契約に基づいてやっているんだよということのようですけれども、日本と台湾だけの契約だけだということでもいいんですか。

○議長（片山正弘君） 櫻井財務課長。

○財務課長（櫻井一夫君） お見込みのとおりでございます、日本にとって台湾というのは租税条約のない国、地域ということで、普通は国家間で結ぶんですが、台湾については民間で結んでいるという形でございます。

○議長（片山正弘君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） これが適用されるようになると……申告だからわからないのかな……松島町で何人ぐらい出てくるのかなという思いがありますけれども。施行してみても申請がないとわからないということになるんですかね。

○議長（片山正弘君） 櫻井財務課長。

○財務課長（櫻井一夫君） 今の例としましては、町民の方ではないと理解しております。

（「わかりました」の声あり）

○議長（片山正弘君） よろしいですか。他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第101号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第101号松島町町税条例等の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第102号 松島町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（片山正弘君） 日程第6、議案第102号松島町町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案の説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。阿部幸夫議員。

○13番（阿部幸夫君） この件として町長からも提案理由をいただきました。そして、課長から条例に関する説明資料もいただいております。先ほど菅野議員も言われたように、我々議会報告会で条例関係ももっとわかりやすく議会だよりにしてほしいということで、10項と11項ですか、私自身がわからないんでしょうけれども、こうすることによって金がどうなるとか、その内容。ただ、課長からも説明資料は棒読みだけで終わって、こういう形なんですよということをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（片山正弘君） 町民福祉課長阿部利夫君。

○町民福祉課長（阿部利夫君） この部分につきましては、先ほどの税条例関係の適用利子、台湾関係になるんですが、その方々がもし配当所得、利子所得を得れば当然その部分は保険税としての総所得割として一応計算しなくてははいけない。あと、また軽減判定に用いるということになりますので、そのところでの利子配当の今回のこの10条11項の改正と。一応、税法の改正によって国保税の算定方式も組み入れなくてははいけないという内容でございますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（片山正弘君） 阿部幸夫君議員。

○13番（阿部幸夫君） そうすると、前の101号とリンクしているという形よろしいんでしょうか。（「はい」の声あり）

それと、もう一つなんですけれども、公布されたのが平成23年3月31日なんですけれども、施行が1月1日。前のものとリンクしているということですから、6月とか9月にこの条例を出すいとまがなかったのか、それとも今の時期になったのか、その辺だけちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（片山正弘君） 櫻井財務課長。

○財務課長（櫻井一夫君） 税がなぜ3月なのということですが、適用が平成29年4月1日ということで、これに合わせたという形でございます。実際の税制は平成30年から動きますので、それに合わせた形をとったということ。ほかの税条例の関係もございしますが、これは国の、現在国会で審議して、ついこの間通った法案があるんですが、その関係上いろいろ消費税の増税をおくらせるとか、いろいろの改正がございましたので、その影響もありまして、それを見ながら今回の提案になったということでございます。

○議長（片山正弘君） よろしいですか。他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第102号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第102号松島町町国民健康保険税条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第103号 集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（片山正弘君） 日程第7、議案第103号集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。8番今野章議員。

○8番（今野 章君） 名籠と三浦の支館を条例から削除するという事なので、今後解体をするということなんですが、解体の時期等はいつごろになるのか、その辺を教えてください。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 解体工事につきましては、本日議決をいただければもう準備に入りまして、年度内には終わらせたいと考えています。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） そこで、先ほどから議会報告会の話が出ているんですが、この問題で、集会施設の関係で、手樽のほうで古浦の避難所が完成しているわけです。現状としては古浦の集会所は残っていると。こういうことになっておりまして、古浦の集会所関係の管理について、避難所は新しくなって集会所のほうはほとんど使わないだろうということで地域の皆さんもお話しされていたんですが、その辺の今後の管理ですね。集会所の管理をどのように考えておられるのか、お伺いしておきたいと思います。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 今年の夏場ぐらいですか、区長からも同じようなご質問をいただいていた。古浦の避難所ができたことで古浦の集会施設を使う頻度が少なくなると。一方

で、あそこの草刈りが大変なんだと。何とかできないだろうか。施設がいないという意味ではないんだという話もいただいています、草刈りのボリュームを確認させていただいたら、ちょっと多いなと。これをあそこの地区の皆さんに今の指定管理料でやっていただくというのちょっとつらいところだなということで、今年度からうちの管理班の力をかりて草刈りとかをするようになりました。じゃあすぐに古浦の集会所を撤去できるかという、ちょっとできる様相もないので、あれは補助金が入っているものですから、今後残してはいく方向にはあります。今、指定管理料をお支払いしているわけですが、その中で、もっと見れるものはないだろうかということで、今回予算編成に当たって、再度見れるものを見つけまして、この辺を入れて予算化し、区長とお話をして新たに指定管理者の指定ということをお願いしたいということで考えております。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） わかりましたけれども、もう一つ、あそこは公園ということで、トイレもあるんですね。それもまた使えるのかなと。まさに解体したほうがいいのではないかなと思えるような状況で見させていただいてきたわけなんです、その辺の管理も含めて今後どうするのか。草刈りは町の管理班のほうでやるということのようなんですけれども、トイレ等についても、非常に集会所の周辺を含めてトイレがああいった状態なものですから、やりたい放題というとおかしいんでしょうけれども、そういう状況で大変汚れているんだというお話もございました。そういう意味で、トイレをどうするのかということも含めてもしあればお聞きしておきたいと思います。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） トイレをどうするかはまだ打ち合わせをしていないのでお答えしにくいんですけれども、かなり荒れているなというのは確認させていただいておりますので、いつまでもあのままにはしておけないなと思っています。じゃあ来年やるのか、壊すのかとちょっとお約束はできませんので、ちょっとご容赦いただければと。でも、撤去する方向で考えるのが正しいことかなとは思っています。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 農村公園ということで、公園としての位置づけも多分あそこはあると思うので、トイレはあったほうがいいのかなという思いもあったり、逆に。なかなか難しい判断もあるのかなと思うんですが。地域の人たちにいろいろそういう意味では、いってみればトイレがあるのにそこではしないで公園の中のどこかでやってしまうという状況があるとい

うお話でしたので、ぜひその辺、地域の皆さんも思い悩んでいる側面もありましたので、町としてもぜひ対応方をやっていただきたいということを申し上げて終わりにしたいと思えます。

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第103号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第103号集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

ここで若干の休憩に入りたいと思います。再開を11時10分にいたします。休憩に入ります。

午前10時58分 休 憩

午前11時10分 再 開

○議長（片山正弘君） 再開いたします。

日程第8 議案第104号 松島町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

○議長（片山正弘君） 日程第8、議案第104号松島町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。ございませんか。11番菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） この65歳以降にということで新たにということなんですが、今水道のほうに臨職の方がおりますよね。あれとは関係するんですか。

○議長（片山正弘君） 佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤 進君） 今回の退職手当の65歳のところの改正の件なんですが、こちら

は企業ですので、こちらは水道事業所で雇用した職員に該当すると。ただ、臨時職員についても65歳ということで賃金で払っている職員はいますので、そちらについても該当するかどうかということで、ハローワークにご相談したんですが、1月1日以降に勤務時間とかの関係もございましてそちらで再度ご相談してくださいということで言われていますので、そちらは賃金の関係ということになります、今回の条例改正の退職手当の部分に関しては該当しないということになります。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） もしこれが適用になったときに、保険料率というのは、今8%ぐらいだったか、率はどのぐらいになって負担割合はどういうふうになるんですか。

○議長（片山正弘君） 佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤 進君） こちらなんですけれども、ホームページのハローワークのほうのチラシということで、あくまでもこれは参考になるんですけれども、65歳以上ということで一般の事業という場合の捉え方なんです、保険料については1,000分の11と。それで事業主負担分が1,000分の7、労働者負担分が1,000分の4ということになります。ただ、農林水産業とか建設業はまた率が変わるということと、毎年保険料の変更があるということでございますので、詳しくはハローワークでご相談ということで、その率が毎年変わっていくということになります。あくまでも、先ほどの1,000分の1ということは平成28年度の雇用保険率の参考ということでご理解いただければと思います。

以上でございます。（「わかりました」の声あり）

○議長（片山正弘君） よろしいですか。他にございますか。11番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 補正予算とも絡むんだけれども、条例改正で給与がふえるのかなと見ていたら減額になっているということがあるわけです。その理由というのはどういうことなんでしょうか。

○議長（片山正弘君） 佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤 進君） こちらは水道事業の補正予算第113号との絡みでございますけれども、こちらの水道事業会計についてはマイナス補正になっているということでございます。こちらの理由につきましては、先ほどの議案の関係で人事院勧告ということも絡みまして、本来であれば、平均給与を0.2%、期末手当が0.1カ月プラス分ということで、本当は本来であれば増額になるということでございますが、しかしながら、水道事業会計のうち2目

ということでちょっと補正予算の関係になるんですが、そちらで職員4名のうち平成28年3月まで病気休暇をとっていた職員が1名おりました。そちらの職員については、いわゆるボーナスが満額支給にならないという部分と、職員1名が部分休業、育児のための部分休業をとっていると。そちらについても、いわゆる時間ごとに給料の減額になるということでございまして、そちらを合わせて今回補正しているということで、人勸プラス人件費の精査ということでトータル的にマイナスということになっている状況でございます。以上でございます。（「わかりました」の声あり）

○議長（片山正弘君） よろしいですか。他にございせんか。菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 第13条の第8項で求職活動費の拡大とありますが、これは安定所からもらうんですか。町で払うんですか。どういうふうになるんですか。

○議長（片山正弘君） 佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤 進君） 広域求職活動費ということになるかと思えます。こちらは、職業安定所というか、失業の関係でいただくことになるんですが、今回提案理由でもご説明いたしましたが、そちらの部分が拡大になっているということでございます。ホームページから調べたんですが、受給資格者が公共職業安定所の紹介において遠隔地、今までは往復300キロメートル以上だったものが、今回200キロメートルに緩和されて、求職活動をする場合に交通費、あとは余りにも遠いときは宿泊代ということで、そちらの部分がプラスになると。あともう1件が、面接とかに当たって子供を預けた場合、そちらの手当てについても拡大されるということで、今回求職活動支援費に改めるということで、こちらは町のほうからの支給じゃなくて、ハローワークというか、そちらのほうからの支給になるということでございます。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 内容は私もホームページでこういうふうなのかとわかったんですが、これは町の条例にどうかかわってくるのかなと思って。条例に定めなければならないのかと思ったんです。そこのところをちょっと教えてもらえれば。

○議長（片山正弘君） 佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤 進君） こちらにつきましては、松島町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例ということで、水道事業が企業会計になったということに伴いまして、昭和42年1月に制定しているということでございまして、菅野議員ご存じのように独立採算

制ということで、なおさら水道事業のほうについては企業という扱いの中で国の準則等に準じてこちらの部分の13条の退職手当ということの条項を定めたと推測している現状でございます。ただ、現状におきましては、私もそうですけれども、松島町職員と採用されて、派遣的というところとちょっと表現がおかしいかもしれませんが、企業に行って勤務しているという中で、最終的に退職手当とかそちらにつきましては職員の例によるということで全て町の職員に関する条例になりますので、こちらにつきましては、本来今までも該当している職員は企業で独自に雇用している職員もないもので、該当している部分がないですけれども、どうしても独立採算ということでこの退職手当の13条関係が条例化されているということでございます。それで、今後の話になりますけれども、他市町村の条例も私は見たんですけれども、やっぱり職員が企業職員ということで行っているということで、たまたま人事異動とかで。また町長部局に戻っているということになりますので、こういう部分の退職手当等に関しては定めないで、企業の職員についても一般職員の例によるということで全部改正している市町村もありますので、こちらについても、どうしても世の中の状況を踏まえて、他市町村の状況を踏まえながらこの部分の退職手当ということに関してちょっと見直しが必要になってくるのかなと思っておるところでございまして、この条項を適用ということで今まではやった実情はございません。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 今後も出てこないのではと思うんです。出てきますかね。企業の職員だとしても従業員だとしても安定所からもらう支給なんでしょう。これは町に関係するんですかね。ちょっとお願いします。そこのところがよくわかりません。

○議長（片山正弘君） 佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤 進君） 先ほど若干答弁したんですけれども、こちらが退職手当ということで、その部分の改正文を……その部分を受けてない場合ということになりまして、確かにハローワークから受けているときとハローワークから受けていない場合ということで、そちらの改正になるもので、同じような話になりますが、こちらの退職手当の部分がまず該当するかということと、菅野議員のご質問に、町が払うものじゃないということになれば、こちらにいらんんじゃないかという話になりますが、受けていない場合この退職手当を支給するというふうになりますので、そちらについては同じ話なんですけど、今後この辺の条例の改正ということで検討していきたいと思っておるところでございまして。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 退職金のかわりなの、それじゃあ。という捉え方をするんですか。退職金をもらえない場合って、退職して何で、どういう場合に退職金をもらえないのか。もう少しわかるようにしてくれないですか。何か自分の頭ではこんがらがっています。

○議長（片山正弘君） 佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤 進君） 基本的に条例の略のところにあるんですけども、13条第1項で、ちょっと読ませていただきますが「職員が勤続期間6月以上で退職した場合、又は勤続期間6月未満で退職した場合で、次に掲げる事由により退職したときは退職手当を支給する」ということになりまして、その下なんですけど、1号といたしまして「職制もしくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた退職した場合」と。あと、飛ばしますけれども、「本人の意に反して退職した場合」ということ等がございます、一番最初ですといわゆる労働基準法ですと解雇通告等に該当した場合にこちらの退職手当の条項が適用するということを踏まえまして、こちらについて先ほどと同じ話になりますが、これまでの実績がないと。あと、職員についても職員と採用されて企業に出向扱いになっているということ踏まえると、こちらのハローワークとの関係のいろいろありますが、この条項も踏まえた全条例についての改正ということが検討する時期に来ているのかなということでございます、ちょっと回答にならない回答になるかもしれませんが、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 何とか分かったような気がするんですけども、6カ月以内にやめざるを得ない人が、やめなければならないということで次の職業を探すために安定所に行って活動したときにももらえるという形の支援費になるのですか。ということでもいいんですか。

○議長（片山正弘君） 佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤 進君） 全て私もハローワークの失業保険のほうまではわかっていないもので、そのときにはハローワークとご相談してその辺の求職活動支援費とかそちらの失業保険ということのご相談となると思われまして。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） わかりました。あと、もう少しわかるように、後でいいですから、何かで教えてもらおうとありがたいなと思いました。よろしくをお願いします。

○議長（片山正弘君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第104号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第104号松島町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第105号 財産の取得について

○議長（片山正弘君） 日程第9、議案第105号財産の取得についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第105号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第105号財産の取得については原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第106号 工事委託に関する協定の締結について

【長田雨水ポンプ場他1施設の復興事業に係る建設

工事委託に関する協定】

○議長（片山正弘君） 日程第10、議案第106号工事委託に関する協定の締結についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 106号です。工事委託に関する協定の締結ということで、協定書の中の第6条関係で土地の取得とそれから損失補償ということがあるんですが、土地の取得は100%完了しているのかどうか。それから、損失補償の関係で事前の調査やなんかが多分おやりになるのかなと思うんですが、その辺の手続を教えてください。

○議長（片山正弘君） 佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤 進君） まず、土地の取得でございますけれども、まず長田で平成27年10月29日に契約締結しております。面積といたしましては1,026.90平米を購入しているところでございますので、長田の土地は購入しております。また、小梨屋ですけれども、小梨屋につきましては平成28年2月26日に契約しております、面積が642.17平米ということで、土地は両ポンプ場の用地とも取得しているところでございます。

また、損失補償等の関係ですか、そちらの関係ですけれども、長田地区については海側で近隣家屋もないということも踏まえると、こういう補償的なものは事前調査……周りの状況は確認いたしますけれども、そちらはよろしいのかなと。小梨屋につきましては、若干南側が民家ということもありますので、こちらについては事業団のほうと契約締結後に再度どの辺までの範囲とか、また請負業者等と相談しながら、こちらの事前調査ということも踏まえて進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 相当長田のほうは10メートルぐらい掘るんですか、結構深さとしては深いなと思って見ていました。今答弁にありましたように、影響する損失補償の範囲というのは余り出てこないのかなという気はするんですが、小梨屋のほう、すぐ役場の前で脇を結構深い側溝が走っていると。側溝の脇をさらに掘り下げていくという工事になるかと思っておりますので、南側に位置する何軒か、2軒か3軒か4軒なのかわかりませんが、やっぱり影響を考慮しておく必要はあるのではないかなと思うんです。そういう点で、ぜひ万全な対処をするという意味では、やっぱり事前の調査なども私は必要なのではないのかなという気が

するものですから、ぜひ、今お話にあったように、事業団との契約成立後というお話がありましたけれども、事前の調査もして、補償が生じる生じないはいろいろあるかとは思いますが、やっておくべきではないかと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（片山正弘君） 佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤 進君） 確かに、小梨屋につきましては、南側に民家があるということで、先ほどと同じ答弁になりますが、協定締結後に再度事業団、あと請負業者が決定すれば請負業者ということも踏まえながら事前調査ということで進めていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） ぜひ、万全の体制でやっていただければと思います。

では、もう一つ、小梨屋ポンプ場のほう、自家発電装置がこの中には載っていないんですね。施設委託の範囲ということの中に載っていないわけなんですけど、その理由はこういったことなのか、その辺についてお聞かせください。

○議長（片山正弘君） 佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤 進君） 確かに、小梨屋ポンプ場につきましては、自家発電設備が今回の工事ではないということでございます。その理由といたしましては、自家発電装置を整備するとなると、基本的には上屋の建築ということになるわけでございます。小梨屋雨水ポンプ場の用地買収面積ですけれども、ポンプ場をつくるのに必要最低限ということで購入していますので、ちょっと自家発電装置をつけるとなると、平屋ですと面積的にも大分広がると。また上に長田のように2階建てを建築すると、先ほどと同じ話で、近隣に一般の家庭がいるということがあり、現在でも汚水中継ポンプ場もその隣に建っているということを踏まえて、近隣住民への生活環境等も配慮したところでございます。そのため、停電時の緊急対応ということでどのようにというふうになると思うんですが、隣の汚水中継ポンプ場内に自家発電装置がございます。汚水中継ポンプ場の3台のポンプのうち2台が自家発電装置で稼働することになりまして、そのうちの1台分を小梨屋の雨水ポンプ場のほうに接続して、汚水1台、雨水1台を稼働させるということで、あくまでもこちらについては緊急時の即時対応分ということで、その即時対応している間に可搬式のポンプ等とかそちらで手配をして対応というふうに考えて、緊急時のあくまでも即時対応で中継ポンプ場の自家発電を利用と考えるとところでございます。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 下水道の中継ポンプ場の自家発電装置の3台のうち1台を使うということなんですが、そこに接続する関係というのは即座にできるようになるんですか。その辺の、新たに施設とは必要ないのかどうか。その辺はどうなんですか。

○議長（片山正弘君） 佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤 進君） 施設というか、若干の電気関係の工事部分はあるんですが、あとは、職員がケーブルとかをつなぐということで今考えていますので、そちらについて新たに建築物とか大々的ということにはならないで、あくまでも切りかえするための部分ということの工事が必要になってくるということでございます。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） わかりました。

それから、小梨屋ポンプ場の断面図を見たときに、ポンプ場の排水溝がHWL、ハイウォーターレベルの限界のところになっているんですが、高城川のHWL、計画水高、これは実際問題どの高さなんですか。この辺から見るとどのぐらいの高さのことを言うのか、その辺はどうなんですか。

○議長（片山正弘君） 佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤 進君） ちょっと、資料を持ってこなくて、建設課長にも確認したんですけども、ちょっとわかりかねます。私の記憶ですけれども、大体断面図の一番左、A断面の右側に寸法が入っているところに高城川ハイウォーターレベルプラス1.638と書かれていますが、ここが高城川の高さで、そこから吐出槽で2.2ということで引くと60センチぐらいですか。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 要は、知りたいのは、実際の問題として高城川の、我々もこうやって見ているんですけども、その水高はどの程度の高さになるんだろうというのが見えないのね。これから高城川の堤防もさらにかさ上げしてやっていくんですが、実際どのぐらいの高さで計画されるのか。現状の堤防の高さがありますよね。このプラス1.638というのは現状の堤防の高さより高くなっていくのか。その辺のレベルがよくわからないので、今の現況の堤防よりは低いのか、あるいは高い位置に来ることになるのか、その辺だけちょっと教えてほしいということです。

○議長（片山正弘君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） イメージで、ハイウォーターレベル1.68云々かんぬんですので、イメージは旧役場があったところが大体昔は高さがプラス1.2ぐらい。地盤が下がってしまって復活していない。切りよく1メートルとします。そうすると、そこから大体70センチメートルぐらい高い位置がハイウォーターレベルになります。それで、あそこの堤防が大体2.2ぐらいでした。現状が。ですから40、50センチ下ぐらい。ですから、旧役場に立って大体胸あたりがハイウォーターレベルになります。ここにハイハイウォーターとかが出てくるので、実際はもっとその季節によって上がったりますけれども、イメージ的にはそんな感じになります。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） そうしますと、現状の高城川のハイウォーターレベルは現状の堤防よりも低い位置にあるということですよ。津波が来たときなんかは危なく一部漏れたところもあるようなんですが、津波とは関係ないんですが、これから高城は堤防も高くなりますし、レベル自体が計画洪水量として高くなるということはないんですか。これはどうなんでしょう、確かに今の堤防の高さというのは津波を考慮した高さなんですが、洪水を考えたときに、やっぱり今の高城川の堤防よりは高くなる可能性はあるわけですよ。前も危なく雨で超えそうになったことがあるわけなので。そういうことを考えると、計画水高、ハイウォーターレベル、このレベルが低すぎるのではないかという気がするんです。多分、このレベルに合わせてこれ以上の排水はできませんよということで、この小梨屋の排水溝の位置が決まっているんだと思うんですが、高くしないと最終的に吐き出しも悪くなるのかなと。大雨が降ってハイウォーターレベル1.638よりも上にいくということは考えられるわけで、そうなったとき吐き出しもできなくなるということになるのかなという気がするで、ハイウォーターレベルは高城川の堤防が高くなることとともに高くないのかどうか。その辺はどうなんですか。

○議長（片山正弘君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） ここは1.638。今おっしゃったのは自然排水なんかでやったときは、ハイウォーターが1.6ですので、やっぱり陸のほうはそれ以上高い位置にいないと自然排水は押し切れないというところがあります。ただ、ここはポンプを500で強制排水しますので、今度は、極端なことを言うと水位に余り関係なく押し出します。強制で押し出す形になります。ただ、ここはゲートがありますので、通常排水のときもあるんですけれども、水がたま

ってきたときゲートは閉まって、強制排水になってしまうと余り水位にはこだわらないで機械的に力的に押し出すという形になります。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 押し出すのはわかるんです。だけれども、このポンプ場の水をくみ上げる場所があるわけでしょう。その場所はそんなに高くないんだよね。現状の新町ポンプ場だとかかなり高さがあるって、そこにくみ出しているんだなというのがわかって、それは水圧でも何でも流し込めるのかなという気がするんだけど、この図面を見ると、くみ上げる位置が余り高いところまでくみ上げが可能になっていないんじゃないかという気がする。地面から2メートルぐらいはプラスになっているのかな。2メートル20かなという感じで、そんなに高くはないのかなという気がするんですけども。排水溝がHWLのレベルですよ。そこから若干くみ上げることは可能だろうけれども、それ以上くみ上げれば後はこのますからこぼれるだけという感じの構造になっているんじゃないかなという気がする。それ以上くんでも川のほうの水位が高くなれば同じだという理屈なのかどうかわかりませんが、ちょっと低いんじゃないかと、くみ上げる場所が。そんな気がするんですが、どうなんでしょう。

○議長（片山正弘君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 吐出水槽は、今ちょっと図面を見てプラス3.2ですね。新町ポンプ場と同じ1回吐き出してその水圧を使って川に流す。このときの吐出水槽の高さがプラス3.2。簡単に言うと堤防の高さと同じくらい。だから多分ちょっと足りないんじゃないかと。ちょっと私もその流量計算を見ていないので、多分この辺は検討されてプラス3.2という高さの吐出水槽の高さにしたのではないかなと思います。ただ、今ちょっとご指摘があったので、流量計算とか吐出水槽の量の計算で、あと圧も問題がありますので、そこはもう1回チェックして、その辺は確認させたいと思います。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 専門家がやっていることだから、私たちみたいな素人がただどうなんだろうなと思って質問しているほうがどうなのと言われそうなんだろうけれども、でもやっぱり低いとどうなんだろうなと思わざるを得ない。新町は結構高さがありますから、ああいふものを見てみるとこれではどうなのかなという気がしてきたので、ぜひ再検討というか、見ていただきたいと思います。

以上です。

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。高橋幸彦君。

○7番（高橋幸彦君） 私は長田ポンプ場の件ですが、8ページの位置図を見てもらうとわかるんですけども、現在も能力的にはこれより小さいものがついているんです。それで、櫻井町長も私と一緒にちょっとお伺いしたうちがこの県道からちょっと入ったところのうちだったんですが、排水の流水路のあれが通っているそばなので水があふれてしまって入り口に土のうを積んであったんです。土のうを常備していたんです。それなので、新しいポンプ場が早くできないかと私は常々思っておりましたので、ぜひ皆様の議決をいただいて早急にかかっていただきたいなと思っております。それにつけてですが、先ほども菅野議員がおっしゃったように、町長と議会で懇談会があったときに、排水の問題で町長が松島は多分全部ポンプで電気で排水しているんだとおっしゃって、私も以前そういうふう聞いたんですが、やっぱり小さいところは、先ほど副町長が言ったように、いまだにフラップ弁で圧力で流れているというところが、実はこの反対側の地区の西ノ浜がまだ自然のやつで、雨のたびに今のコスモスあたりのところが必ず水が上がるという話を聞きまして、そちらのほうも何とかできないのか。せっきく能力のあるポンプ場をつくってもらえると思いますので、その点のところをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（片山正弘君） 佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤 進君） 長田ポンプ場の排水区の話ですけども、震災前、計画前の段階では奥松島松島公園線、県道を挟んで現在整備している都市計画道路の根廻磯崎線と海側の西ノ浜地区を含めて西ノ浜第1排水区として6.5ヘクタールということで自然流下の排水区でございました。しかし、今回の見直しに伴いまして、県道の山側、いわゆる根廻磯崎線側と西ノ浜の海側の一部の5ヘクタールをこれまでの長田第1排水区の6ヘクタールと統合して11ヘクタールということで計画変更を行いまして、11ヘクタールの排水ということで今回長田第1ポンプ場の建設というふうになっているというところでございます。コスモスのほうの水というのは、都市計画道路根廻磯崎線の山側から来る水が多分こちら側に流れてくるのかなということだと思われるんですけども、そちらについては、現在施工している根廻磯崎線と県道との交差点から磯崎保育所のところまで、建設課で県道の道路側溝の改良というところで、そちらで旧役場側のほうに流れてきまして、磯崎保育のほうから長田雨水幹線のほうに水が流れるというふうになりますので、そちらの道路側溝等を改良すればそういうふうには海側に水が流れるということはなく、そういうことが解消されるのかなと思われるところでございます。ただ、現在私がこういうことで計画の話はしていますけれども、実

際全てが完了した場合に、どのように水がまたそちらに流れるかというふうになるわけですが、現在の工事完了後にそちらの状況を再度確認しながら、道路側溝等の絡みもごさいますので、建設課と協議調整しながら状況を見て検討していきたいと思っているところをごさいます。

以上をごさいます。

○議長（片山正弘君） 高橋幸彦君。

○7番（高橋幸彦君） わかりました。ぜひ地元の住民の方の不安を取り除いていただきたいなと思っております。

あと、もう一つちょっと聞きたかったのは、これは、私たちは通称殿崎と言っているんですが、殿崎の山のすぐ根っこですよ。さっき今野議員も一番深いところで10メートル近く、8.何メートルですか、掘るような感じになっているんですが、この辺は岩盤は来ているのかどうかというのが心配なんですけれども、大丈夫なんでしょうか。

○議長（片山正弘君） 佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤 進君） そちらの場所についてもボーリングとかさまざまやっていますので、そちらの状況の把握ということ踏まえて設計ということをやっていますので大丈夫だと思われま。

以上をごさいます。

○議長（片山正弘君） 他にございませつか。色川晴夫君。

○10番（色川晴夫君） 今お2人の方が質問なさいまして、この工事は平成30年度までだと。2カ年だと。今復興事業の中でいろんところで説明会をやっているということで、今この長田もそう、小梨屋も大雨が降ると必ずここは浸水する地域ということでございませ。そういう中で、1日も早くということで今度工事に入るわけですが、説明会とかそういうことはなさい、なさいということ。正式にこういう図面ができましたので、改めてすることは計画にありますでしょうか。

○議長（片山正弘君） 佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤 進君） 説明会の開催ということのご質問だと思うんですが、ポンプ場だけ事業団との協定ということで今回議案の提案をさせていただいていた。それに付随するいわゆる流入部分の管渠の工事がまだ未発注ということもございませるので、住民説明会をするのはちょっと管渠のときに合わせてと。あと、付近の住民の方にはポンプ場の建設ということで、ポンプ場の建設のみの説明だけじゃなくて、どうしても管渠の説明もありますので、

管渠の実施設計をしている途中のもの等もございますので、やるとすれば管渠のほうで住民説明会を開催したいと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫君。

○10番（色川晴夫君） じゃあ、その時期はいつごろになるんですか。

○議長（片山正弘君） 佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤 進君） 先ほどと同じ答弁になるかと思いますが、管渠についてはポンプ場の躯体部分の工事が進みながらでないと管渠の流入もできない部分もあるということもございまして、ポンプ場の工事の進捗を見据えながら管渠の発注となりますので、今の段階ではいつごろということでは明確な回答ができなくて大変申しわけございません。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫君。

○10番（色川晴夫君） やっぱり住民が一番不安になっているわけでございますので、工事が始まったと、いいなど、そうするとすぐできると住民は思うわけです。ですから、そういう事情はやっぱり担当課は住民の人に説明していかないと。それが、職員、役場のお仕事のうんと大切なところだと思うんです。情報公開というのは、今言われているでしょう。ということでございまして、その辺、早目に検討していただいてやっていただきたいと。

それから、私はこういう特殊工事、こういうポンプ場とか下水工事、全部この日本下水道事業団にお任せしているということ。早く言えば天下りの会社かなとは思いますが、こういう特殊会社でなければこういうお仕事……復興事業だからなおさらそうかもしれないけれども、こういう事業団でないとこういう工事はできないんでしょうか。どうなんでしょうか。今まで、こういった類似のポンプ場なんか、松島にもいろいろありますけれども、全てこの事業団を使っているということなんでしょうか。

○議長（片山正弘君） 佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤 進君） まず、最初の住民説明会の件だったんですけども、区長さんとかとご相談しながら進めていきたいと考えているところでございます。

あと、事業団の関係ですけれども、こちらは提案理由の中でもご説明させていただいたんですけども、どうしても今技術者不足ということで、職員の派遣を受けているということで、雨水ポンプ場については土木、建築、機械、電気ということで複雑なそういう専門的な知識とかも必要ということで、職員だけでは対応は難しいのかなと。どうしても事業団に頼まなければ施工監理とかいうことでまた別途発注してそういうコンサル的な面とかに委託せざる

を得ない部分が出てくるのかなと思うところでございます。そのため、下水道事業団については、法に基づく事業団ということでございますので、専門的に機械、電気全てにおいて精通して、施工監理から管理監督、完了検査までということでやっている法人なもので、こちらでお願いしたいということでございます。

あと、これまで下水道事業団に頼まないポンプ場ということでございますけれども、私の記憶している範囲ですけれども、新町雨水ポンプ場については職員でやったと。こちらに残っている者であれば総務課長が担当してやったというので、そのとき私は部下でいたので、1つそれだけは記憶に残っているんですが、やったという記憶はあります。しかしながら、じゃあ職員でということになりますけれども、現在雨水ポンプ場にしても、昨年議決いただきました浪打浜ポンプ場とか今回の長田、小梨屋と、あとまだ残っているのが高城浜とか西柳とか結構ありますので、そこを1年間に1つぐらいであれば職員でも対応できるかと思うんですが、このように複数のポンプ場になってくると職員も、こういう表現で申しわけないんですが、知識、能力不足の部分も多々ありますので、専門的なところに委託して管理監督、完了検査までということで、事業団に委託するというものでございますので、ご理解いただければありがたいです。

以上でございます

○議長（片山正弘君） 色川晴夫君。

○10番（色川晴夫君） そういったつもりで言ったのではなくて。わかりますよ。所長が言われることはわかるわけです。やっぱりこういう事業団なんか、業者に発注するわけでしょう。それでもって工事が始まるわけでございます。高上りにならないのかなとおもうんです、私は、非常に。ですから、大手のそういう専門業者というのがあるんじゃないかなと思うんです。国事業ですから国の復興事業ですからそういうことはわかるんですけれども、やっぱり節約とかそういうことを考えれば、そういう大手事業、そういう専門の業者、民間の業者がいるかなと思うんです。そういうことなんかは全国的になかなかないんでしょうけれども、そういう考える余地はなかったんですか。

○議長（片山正弘君） 佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤 進君） 確かに発注して、事業団と協定を結びますと、工事については事業団からそういうゼネコンとかに発注すると。ただ、先ほど申し上げたように、施工監理とか監督は全て事業団の職員が行っているというのが実情でございます。色川議員がおっしゃるように、大手ゼネコンに一括といった場合についても、工事プラス施工監理分の経費が

取られるのかなど。ただ、どちらが高いか安いかにということで私は検討したことはないんですけれども、確かに管理諸費分ということで前々から議員方に高いんじゃないかというお話はあるんですが、どうしてもこういうふうにポンプ場を進めるに当たり、先ほど述べたように別にまた委託というふうに発注になると、また経費があるということで、大体プラスマイナスゼロぐらいになるのではないかと私は推測しているところでございます。

以上でございます。（「あといいわ」の声あり）

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 2番赤間です。

私からも、前段各議員の皆さんから質疑されていますから深くは追及できませんけれども、要するに、こういった流末排水の最終点に設けられるポンプ施設がこれから委託協定を結んで進めようとするわけですけれども、その前に当然この流末排水のポンプ場の上流部については下水道の中の雨水計画にきちんと網羅されておって、導入管路全部集水区域における配管計画等も全部含めて最終の流末のポンプ場設定になっているはずなので、その辺、地元の皆さんにやはり説明できないということではない。あるいは事業進行過程において途中でも説明できるはずですし、ましてや小梨屋あたりの部分については南側に民家があるということだと、当然工事にかかる前に説明等できるわけですよ。その辺を積極的に取り扱うか否かということではないのかと思うんですけれども、その辺どうなのでしょう。もう一度再確認に聞かせてください。

○議長（片山正弘君） 佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤 進君） 先ほどの色川議員と同じように、住民説明の話だと思われまして。確かに、ポンプ場があって流入渠ということで、同じ話になりますけれども、設計の段階でまだ固まっていない部分もあるという中で、住民に説明と、随時というお話だと思うんですけれども、そちらについては、詳細に固まって、あと、工事をする時期ということをきちんと決めないと、いつ工事に入るのかということで、住民についてもいつなのかという話になると思われまして。そういう意味も込めて、そういうものを調整しながら区長と相談しながら住民説明会ということで先ほど回答したつもりだったのですが、その辺は町といたしましてもそこを踏まえながら説明会を開催していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） ぜひとも行政区の区長初め役員の皆さん、あるいは2、3該当する行政

区域内の班の皆さんの代表者くらいには、こういった見通しで現在進めておりますけれども
実際工事が着手する前には必ずや地元の皆さんには内容説明はさせていただきますよという
くらいのご配慮いただければと思います。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第106号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第106号工事委託に関する協定の締結につ
いては原案のとおり可決されました。

ここで昼食休憩に入りたいと思います。再開を午後1時といたします。

午後0時01分 休 憩

午後1時00分 再 開

○議長（片山正弘君） 再開いたします。

日程第11 議案第107号 工事委託に関する変更協定の締結について

【松島浄化センター長寿命化改築工事委託に関する協
定】

○議長（片山正弘君） 日程第11、議案第107号工事委託に関する変更協定の締結についてを議
題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第107号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第107号工事委託に関する変更協定の締結については原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第108号 平成28年度松島町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（片山正弘君） 日程第12、議案第108号平成28年度松島町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。後藤良郎議員。

○5番（後藤良郎君） それでは、15ページ観光費委託料で質問させていただきます。

説明資料を見させていただきました。我が第1委員会ではちょうど今インバウンド関係のテーマで進めておりますけれども、下の財源の中で1、2とそれぞれ明記されています。委託の内容、2つのコースがあるわけですが、委託先をまずお願いいたします。

○議長（片山正弘君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 委託先でございますが、まだ関連業者は決定しておりません。今後1市2町で話し合いをしまして、入札業務を行いながら決めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（片山正弘君） 後藤良郎議員。

○5番（後藤良郎君） これから決めるということで、コース別によっては違う可能性もあるということになるという私の勝手な推測もあります。それはそれとして、今申された1市2町の負担割合なんかも当然発生するかと思いますが、それを含めてその辺の中身がもし詳しくわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（片山正弘君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 負担につきましては、まだ事業が始まっておらないと。東松島

市、平泉、松島町、どの箇所にも皆さんが多く訪れるかということもまだ把握できていない状況ですので、等しく2分の1ということで負担割合を決めております。

以上です。

○議長（片山正弘君） 後藤良郎議員。

○5番（後藤良郎君） 先だっの説明の中では、1月中旬から3月末まで、多分試行期間ということで73日というお話をされました。それで、スタートしたわけではありませんのでよくわかりませんが、仮に好調なことを確認できた場合、その後のその先の考え方があれば教えていただきたいと思います。

○議長（片山正弘君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 本事業につきましては、東北観光復興対策交付金を原資にしてスタートする事業でございます。この交付金が平成30年度まで財源が継続されるということもございまして、まずこちらの交付金を使って平成30年までは続けてみよう。その後に関しましては、1市2町でその成果に基づいて今後どうするかということを決めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（片山正弘君） 他に質疑ございませんか。色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 今の関連でしたいと思っておりますけれども、まずこの所要時間です、松島から第1、平泉までの運行、大体どのぐらいの時間。1日2便ということでございますから、2便というのは往復ですね。往復で2便ということは2回運行というということではないんですか。行って帰ってきて、もう1回行って帰ってくると。それが2便ということでよろしいんですか。

○議長（片山正弘君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 基本的にそのような考えで大丈夫でございます。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 今、後藤議員も質問なされまして、負担割合はどのぐらいだと聞くつもりでわかりました。2分の1ずつであると。松島町が292万4,000円の負担であると。そういうことなんですか、これは。そうすると一般財源から。

○議長（片山正弘君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 3月分までの松島町の負担分としてはそのとおり292万4,000円でございます。ただし、この一般財源負担分が震災復興特別交付税で全額交付ということも

ございまして、こちらは財源措置されるものとなっております。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） そういうことで、1月から3月中旬まで73日間と今言われましたので、乗車率30%となっております。何人乗りのバスが一応計画されて、この歳入の部分を見ると300万円と書いてありますけれども、これはどういった計算のもとでこのような300万円という金額になったんですか。

○議長（片山正弘君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） バスのほうは、やはり空港から大きい荷物を持って乗られる外国人、もちろん国内旅行者も含めて考えておりましたもので、大型バスの49人乗りを想定して考えておりました。また、歳入のほうの考え方でございますが、毎日3月までは走らせてみようと。およそ予算上の話でございますが、73日で勘案したときに、49人乗りの平泉までまっすぐ行ったとして2,500円と。あと2便と。それに乗車率30%を掛けて2分の1ということで歳入を積算しております。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） それで、この事業はやっぱり平成30年までの予算、調査事業であるということになります。その後、うまく行けばいいんでよ、うまくいけば。ただ、今までやってみて大変な苦戦、私は前議会に一般質問したら町長がこの話をして、おおと思ったんです。利用者のことから考えたらすごくいいことなんです。本当にいいことなんです。ただ、やる側にしたら本当に大変なことなので、調査の事業だけでこれを終わらせてはだめだなと思うんです。ということは、やっぱりオリンピック、それから後も含めてこういうことを継続していかなければならないということでもありますので、その辺の腹づもりというものをやっぱりちゃんと持っていかないと。補助事業が切れたらとたんに終わったと、そういうことじゃいけないと思うんです。どのようにお考えになっていますでしょうか。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 仙台空港が民営化になってもう久しくなるんですけども、仙台空港から松島だけじゃなくて、例えば隣の福島県であっても山形県であっても、仙台空港から直接外国のお客さんを我が県へということでバスがいろいろ計画されております。実は、これを考えたのは、そちらが考えたから考えたわけじゃなくて偶然オーバーラップしただけだったんですけども、とりあえず昔、ちょっと年数は忘れちゃったけれども、大分前にこういうこ

とをやって失敗したというのは聞いていますので、わかっていますので。ただ、あの時はまだ民営化になっていませんので、インバウンド対策の一環として国がこういったこともやるというのであれば乗って、まずは石の上にも3年ということがあるので、とにかく3年やってみよう。当然これはことしの5月3日に平泉に行ったときに、青木町長から松島さんも1回やろうということで、いろんな提携をやろう……これをやろうということで青木町長は言ったわけではないけれども、その後いろいろ松島と世界遺産5周年に向けての平泉がことし取り組んでいるわけであって、今後仙台空港を核とした外国の誘客ということでやってみようと。東松島の阿部市長もぜひうちのほうも入れてくれないかということで熟慮してここまで来た。当面は色川議員が言うように、3年後も考えてということではありますが、乗車率が例えば1割も2割にもならなくて負担がどんどんふえていくというときは、やはりこれは考えなくちゃならない。そうならないように逆に観光に携わっている方々、それからエリアの、平泉に関しても松島に関しても東松島にしてもそうですけれども、ここにあと日本遺産絡みで例えば多賀城とか塩釜とかが絡んできて、継続するような方策は今後考えていく必要はあるだろうということは認識しております。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 今まさに、町長が言われるとおりなんですけれども、本当に見ていると大変苦戦しているんですよ。そういう中で、もちろんエージェント含めて、どのように広報していくかと、松島まで。それが一番大切だなと思うんです。本当にJRもやり、いろんな会社もやり、ことごとく撤退ということがあります。特に今回の場合は、1月から3月までとシーズンオフ真ただ中なんです。こうなると、これは数字は出せないかなと。ですから、来年度、平成29年度に。それまでやっぱりこの期間エージェントとかいろんな航空会社とか仙台空港、そういうところにかにお客様に浸透するかということが一番大切な時期かなと思うんです。やはり、継続ということを考えると、そういうふうにはやっていかなければならない。そういうことでございますので、この辺を十分にご検討いただければなと思います。

それで、この30%の乗車率というのは採算分岐点なんですか。49名乗りの30%といたら15人か。1回運行すると15人。これで採算ゼロとなるわけですか。どうなんですか。

○議長（片山正弘君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） やはりそれでは負担のほうは全て賄えることもなく、このように町の一般財源が震災復興特別交付税で措置されるものとはいえ、なければ負担してしまう

ものとなっております。以前、松島平泉号が走ったときには、乗車率が25日間で18%といった結果が出ていました。それは、震災明けということもございまして、かなりの周知不足がたたったと。あれはスタートが仙台駅から松島、平泉ということで、空港がスタートではなかったということもございました。今回は、町長が冒頭申し上げましたとおり、仙台空港が民営化になっているということもかなり追い風になっておりますので、そういったところをうまく工夫しながら、そしてもちろん前回の反省も踏まえてエージェント、マスコミ等に周知をかけ、今回スタートするのは1月から3月、まさに観光ではボトムの時期でございますが、そこで何とか努力してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 私たち議員も、研修やなんかに行くとなると、町の車でもって行くわけでございますけれども、以前、日本三景交通でやったとき、時間がかかりすぎると、仙台空港まで。そうすると、かなり早く出なくてはいけないということになりますので、もし町民の人たち、仮に議会の人たちが使うということになった場合、所要時間というものを、これはうみの杜水族館にも寄るということでもございますけれども、松島からどのぐらい……大体車で行ったら30分かそのぐらいで行くんですけれども、そんなに早くは当然行けない、バスですから。どのぐらいの時間を想定しているんですか、仙台空港まで。

○議長（片山正弘君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） とまる箇所も含めてやっぱり考えると、うみの杜水族館、今のところ想定しているのは松島海岸駅前と。これはちょっと業者が決まって調整していくうちにかわる可能性もございますが。あと、平泉のほうで希望しているのが平泉駅前、あと平泉のレストハウスと。それは、とまったことを勘案していきますと2時間半から3時間。そういったところで走るんじゃないかとアドバイスいただいております。

以上です。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） いやいや、松島から空港まではどのぐらいですか。

○議長（片山正弘君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 済みませんでした。仙台空港から松島となりますと、40分から50分というところを想定しております。

以上です。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） そのぐらいだったら。もっと早く着ければいいんでしょうけれども、それは無理だなとは思いますが。乗用車で行っただけでも30分以上はかかるということですから、極力、なるべく早く着くような方策をとっていただければ利用者がふえるのではないかなということだと思いますので、あとはとにかく、松島が等分して負担するということでもありますので、事業費が1,800万円。これは3カ月でこのぐらいですから、1年通したら大変な金額になるんです。そうすると、何ぼ2分の1等分するといっても、持ち出しが大変な金額になるということだと思いますので、やっぱり18名ですか、今までやった会社の18%。やっぱり最低で30%が目標なんだけれども、限りなくもっと上にいかないと。大変な持ち出しになって、結局は継続できなくなるということでもありますので、せつかく国が金を出すよと、頑張れと、インバウンドだよということでもありますので、ぜひ頑張ってください。私達も期待しておりますので、本当にこれはありがたいことだなと思います。

それから、石田沢につきましてちょっとお尋ねしたいと思います。今回、町づくり拠点施設の運営に関して、備品が956万7,000円だとそういう中で無料休憩所にしていきたいと。あそこには私たちに示されているような計画がなされているわけでありまして、それで、今工事を盛んにやっております、夕方にもなるともう電気がこうこうとついて、中のほうはどうなんだと見られるような感じの工事になっておりますが、実際改めてもう一度聞きます。あそこの完成はいつになりますか。運用は改めていつになりますか。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） ではお答えいたします。

本体につきましては、ことし中に終わる見込みでございます。そのほかに環境整備工事、附帯工事等を発注しております、そちらにつきましては、早いもので3月。最後に発注するものについても4月には終わるということで、4月のゴールデンウィーク前には何とかオープンしたいという考えであります。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） わかりました。ゴールデンウィークから供用を開始したいというご答弁でありました。そうすると、以前の質問にも、あそこは1年とりあえず松島町でやってみたいということでありましたけれども、その1年のお考えはございませんか。その後どうするのかということまで決まっていますでしょうか。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 昨年の12月でしたか、契約案件のときに色川議員からご質問いただきまして、1年間は直営でやらせていただいて光熱水費等を考慮し、2年目には何とか指定管理者を指定してそちらにお願いしたいというお答えを申し上げたと思います。でき上がるにつれて、中を見る機会が多くなるにつれて検討する事項が光熱水費だけではもちろんないと。ほかのこともあるだろうということで、とりあえず1年間は直営でやらせていただきますが、もうちょっと工夫した、こういった考えでこうしたらいいんじゃないかということも出てくるかと思しますので、1年以上直営でやる期間が延びる可能性は今のところ大きいとは思っております。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 1年以上に延びる可能性があるということでもあります。そうすると、早く指定管理は年度途中にはなかなか難しいと思いますから、2年ぐらい見るのかなとなる。じゃあその後指定管理に出すというようなことになります。以前、誰も受け手いなければどうするんですかと質問したら、町長は、そのときは最悪閉めましょうと。そのほうが維持管理だけで安く済むと言われましたけれども、ここまでは新しい建物で考えていないかもしれないけれども、その後2年間やっていて、1年半以上やっていて、指定管理するような人も出てこなかったと。その後どうするかということも考えていますか。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） その質問を受けたときに、最初は私は受け手がなければ直営でやる必要がありますねという考えを申し上げました。今回もそのとおりでございまして、指定管理者の指定を受ける方がいらっしゃらなければ直営でやらざるを得ないと。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） そうすると、じゃあ松島町がそのまま継続していくよということになりますが、この管理はどこでやるわけですか。そうすると財産になりますから、総務、財政、観光、どっちになるわけですか。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 避難施設ということもございまして、総務課環境防災班で当分の間持たせていただきます。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） そういうふうになって総務課環境防災でやると。そうすると、人材が必

要になってくるわけですよ。1年半、最長で2年になるかわかりませんが、そうになると、その人はどうするのか。臨時職員で対応するのか。臨時職員では責任の所在が出てくることがありますので、職員、正職をそこに1人派遣し、その後の体制はどのようにするのかということも、当然あと4カ月、5カ月先の話でございますから、その辺を当然詰めていかなければならない。どのように今お考えになっていますか。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 臨時職員を中心に考えておりますが、正職員が知らんぷりをもちろんできませんので、巡回してフォローするというスタイルで考えております。先ほど環境防災班でやりますという話を申し上げましたが、例えば大きなイベントがある日とか、駐車場を満杯に使う見込みがあるゴールデンウィーク等については、これは駐車場については観光班とタッグを組んで管理をしていくということにもなります。先ほどの補足でございました。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 臨職ということでありまして。臨職でもいろいろな責任の度合いがあると思うんです。本当の普通の臨職か、ある程度の権限を持たせた臨職なのか、その辺を含めてどう考えているのかなということなんです。それで、私は、再任用という、前にも質問がありました。ことしは3人再任用を採用しますよと。私は以前にもこういうことで、こういう施設にせつかくのものだから、このような再任用をした人にお手伝いしてもらったらいんじゃないですかということも言ったかなと思うんですね。松島には本当に残念ながらこんな若い人たちが働くところなくなるということで、せつかくの能力を持っている人が本当にもったいないんですよ。そういう経験豊かな人たちにこういうところの管理業務もひとつ任せていいんじゃないかなという思いがありますけれども、その辺の考え方はどうなんでしょう。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） ちょっとこれにつきましては、はいそうですね、再任用の人を置きましょうねとなかなか即答は難しいところでございますが、再任用の人を入れるのも選択肢の1つではあります。それだけ重要な施設であるとは思っております。ただ、最初から再任用の人を入れられるかというのは、ちょっと人数のあんばいもありますので、難しいところではあります。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） いろんなことが考えられると思いますけれども、これだけの大きな施設

です。臨職を何人入れるのかというのはまだまだそこまでは考えていないかもしれませんがけれども、やはり当初はかなりの人数で対応しないと、皆さん本当に期待している部分と、どんなものができるんだらうとか、そういうことで、かなりの人たちが町民含めてあそこの通りすがりの人も見学に行くと思うんです。ですから、最初の3カ月間、夏場まで、これをきちんと体制をとっていかないと、なかなか運営がうまくいなくて悪評判が出てくるということにもなりかねませんので、その辺の対応をぜひちゃんとしていただきたいということがあります。

それから、ワゴン車云々と、産直棚のイメージということがあります。ということで、松島の第1次産業に人たちが、またはいろんなお菓子をつくっているとか、せんべいを焼いているとか、そういう人たちもいらっしゃいますので、その辺とのお話し合いとかそういうものの進め方はどのようになっていますでしょうか。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） まず、産直棚の説明をしたいと思うんですが、前回産直棚というか、商品展示用の棚と一概に申しと思いますが、これにつきましては、色川議員とコンセンサス形成ができなかったなど。後々にうちの課に来ていただいてもなかなかご理解いただけなくて、JA糸島でやっている棚と同じものですよと言ったんですが、実際になかなかお見せできなかったということなんですが、たまたま同じようなものが美里町南郷にありまして、それがこのA3の写真のこの部分、中央下の部分。「花野果市場」という非常にはやっているところがありますよね、あそこで最近このワゴン車にかえました。前はもうちょっと角度が緩やかな角度で、その分通路を狭くしていた。お客さんがかなり来るので、こういったちょっと少し角度のあるワゴン車にかえてお客様の買い物スペースを確保したということでございます。

それで、現在どんなあんばいで皆さんとお話ししているんだということですが、先週金曜日にうちの対策監からお話し申し上げましたように、松島のイベントを中心にやっているまつ市のだとか産業まつりだとか、こういったイベントをやっている方たちと産業観光課を窓口話し合いをしております、その方たちのイベントをここでやりませんか、やりましょうよという話を持ちかけております。あと、個々の方については、まだお話ししておりませんが、そういったイベント中心の方にお話ししているということでございます。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 南郷の「花野果市場」、すごいはやってますね。あそこのところで一

時うちも取り引きしたことがあるんです。もちを買っているんですよ。そういうことで、そういうところを参考にしたということで、本当にゴールデンウィークから観光客プラス地元の人で恐らく相当にごった返すんじゃないかなと。トイレ休憩も含めて。その辺をぴちっと対応していただいて、課長を先頭にですよ、いいですか、対応していただければならないかなと思いますので、ひとつよろしく。それで、本当に毎年毎年この経費がすごいと思うんです。その辺の無駄のないような運営をしていただければなと思いますので、ざっくばらんに、年間の維持管理費というのはどのぐらいかかるかというのはおおよそ算定されておりますか。電気、水道、いろんなことで。固定費とか経費。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 今、予算要求をしたばかりですので、今後査定されてどのぐらいまで下がるということがあるかもしれませんので、現在のところで光熱水費、それから施設の管理費、それから人件費合わせて1,400万円ほど見込んでいました。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） わかりました。これは安く見積もってそうだと思うんです。そういうことで、もっとふえる可能性は大かなと思っておりますので、気を引き締めてよろしくどうぞお願いを申し上げます。これは町長も頭が痛いと思うんです。これだけでっかい建物を松島町で経営するなんていうのはとんでもない大変なことだ。そういうことでございますので、ひとつよろしくお願いしたいなと思います。

それから、予算の提案理由書2ページ、民生費なんですけれども、国民健康保険特別会計の人件費及び出産一時金の実績見込みとありますけれども、この出産一時金、実績見込みより補正増額ということでございます。当初何人でどのぐらいの実績が上がったのか。何人ふえたのかということで教えてください。

○議長（片山正弘君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） こちらの一般会計の11ページの繰出金の部分だと思うんですが、国保会計のほうでは出産一時金の補正を計上させていただいております、当初は10人というもので420万円計上させていただいております。今の実績におきましては8人が出産一時金を給付されている状況で、今後母子手帳を交付されている方が4名ほどおりますので、その方を含めまして今回補正。あと、社会保険から切りかわる、もしくは転入というものも見越した中で一応国保会計の中では5人分の補正の対応をさせていただいているという内容です。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 松島町で毎年100人を切る60人か70人台と推移しているわけでありまして。

そういう中で、議員、担当、町長初め皆さんが何とか子育てで云々ということで力を入れて、第2常任委員会もこの間そういう会議をやっていたということがありますので、やはり、本当にこれがもっと実績が上がるような施策を。抜本的なということになるとどうしたらいいのかということがいろいろあるかなと思いますけれども、本当に課長、間もなく退職、大変寂しい思い……いやいや本当に。現実にはそうですから。どのように、課長、担当して長いんです。本当にこの辺の問題をどう考えているのかと。ということは、どうですか。

○議長（片山正弘君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 一応課長としての考えということなんです。この出生率というのは、やはり年々70人前後で推移してきたという経緯があります。ことし、ちょっと現在なんです、出生の届け出で住民登録されている0歳児の方は、今現在で73名が一応出生届です。あと、転入・転出をちょっと見たんです。転入が15歳以下の転入で見たんですが、そうしますと、転入に関しては15歳以下の方が67名。それで、転出された方の15歳以上が44名ということで、転入の数からいっても、低年齢の方が多くなっていると。来年の保育所の申し込みを今受け付けしているわけですが、急激に0歳、1歳の方々の入所がふえていると。その要因は何であろうということを課の中で話ししたことがあるんですが、私どものほうでは、医療費の拡大ということで中学生拡大。今年度からは高校生まで拡大したという影響も確かにこれは考慮されての数がふえているのかなと思っていますし、これからの施策といたしましては、前にも第2常任委員会等、子育て会議の中でもちょっと意見交換などをした経緯がありますが、そういったところを踏まえて、子育て施策に関する施設のあり方とかそういったものでもっとPRできるような町というものを施策として掲げながら、人口増、低年齢とかそういった出生とか子供を育てやすい、住みやすいというところで私は今現在考えております。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 今課長が言われたように、町長の一番の目玉の政策の1つとして、この医療費18歳までとそういうことになって、今こういう成果が表れているのではないのかなと。誰かがおっしゃったんですけれども、これは極端な例かもしれません。この子育ての18歳までいて、支給が終わるとほかの町に転出していくとか、そういう悪い事例がほかにもあるんだよということに、ちょっと誰だかが言ったんですよね。あ、そういうこともあるのかなと。

それはちょっとけしからんという思いがあるわけです。ですから、そういう人たちを1人でも少なくするためには、これからの子育て支援とかそういう拡充が求められると思うんです。そういうことで、町長が一番最初にやった仕事はこれだということがあるので、町長、そのような、これが予算の中で増額になっているから。私はすばらしいことだ、この実績が上がったからこうなったということなんですけれども、そのお気持ちはどうなんですか。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） この出産一時金、それから合併浄化槽の設置基数が予算より多くなってきているということに関しては、町とすればいい方向なのかなと思っています。たまたまの数字じゃなくて、これは継続して来年の今ごろでもまた補正を組んで、もっと出産一時金がふえたとなるようにしなくちゃならない。一番これから松島病院初め病院の先生方とお会いする機会が多いんですけれども、利府なんかもそうなんだけれども、評判なんです。例えばあそこの病院の婦人科はいいよねとか、そういう評判。それから、内科医でいいお医者さんがいるよという、やはり今先生によって、また病院によって患者がついてくる世の中になってきておりますので、そういったことで、松島町というのも新たにそういったことを意識しながらやっていかないとだめなんだろうと思います。かといって、町で病院を建てるわけにはいかないの、個人の先生方と協力しながら、そういったものをあわせてやっていくと。それから、議会からも指摘されましたけれども、今空き家対策等いろいろ調査させていますけれども、郊外は別としてもこの町中もかなり空き家が目立ってきている。そうすると、生活に利便性がいいところに空地がどんどん出てくるようになるのかなと。そうした場合に、そこにやはりそういったことで若い人たちが住むようになるような施策があるのか考えていく必要があるんだろうと思います。

この間、埼玉県滑川の皆さんとちょっとお話したんですけれども、皆さん、議員もお分かりのとおり、滑川は食い逃げの多い町なんだそうです。何でかという、給食費がただのうち滑川に来て、給食費がかかるようになったらもとへ戻っちゃう。その一定期間だけ滑川に来てただで食べて、あとは戻っていくんだわというのが、冗談だかどうかわからないんですけれども議員さんたちが言っていたんです。だから、そういうことが実際あるのかどうか、私は議員から聞いただけであって実態をつかんでいませんけれども、そうならないように、松島町はまだまだふえたといっても3人、5人という世界ですから、これにもっとふえないと実は最低でも7、80人は維持していかないと松島町がだめだと……この間ある方の県会での一般質問になっていましたから、そうならないように、数えて必ず後ろから3番目ぐら

いにいますから、これも、職員の給料じゃありませんけれども、上げるように頑張っていきたいと思っております。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） わかりました。とにかくこういう増額補正はこういうことで、子育て支援、いろんなことで増額補正することは、やっぱりそれが実績となってあらわれているという施策でございますから、いいことかなと思います。

最後に、もう1回商工費、瑞巖寺総門の財源なんですけれども、ふるさと納税1,000万円ということが計上されております。ふるさと納税が始まって本当にまだ何日もたっていないわけでございますけれども、この1,000万円ですよ、とりあえずは。全部で3,000万円という計上をされたのかな。そういうことで、今現在のこのふるさと納税……2,000万円、失礼しました……そういうことで、今の現時点のふるさと納税、ふるさと納税は12月が最大の山場なんです。（「ピーク」の声あり）ピークというんですか。今現時点でどうなんです。整備費に十分かなうということで計上していると思うんですけれども、いかがなんでしょうか。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 現在のふるさと納税の金額に関しましては、後で財務課長に答弁させます。ただ、この1,000万円については、うちのふるさと納税は返礼品の前にもう考えていることとありますので、それとちょっと分けて考えての方がいいかなと。これは、名古屋の方がこういったこととということでいただいた金を何に使おうかということで、瑞巖寺が平成30年にこういう催しがあると。じゃあ、あそこのトイレもどうなんだろうかといったときに、じゃあ町として神社仏閣といういろいろな規制の中で、やれるときにどうなんだというときにいろいろ議論させていただいて、トイレは町が管理しているので改修がいいのではないかとということでご相談申し上げここに来たということとありますので、ご理解願いたいと思います。

それからあと、今のふるさと納税、皆さんに返礼品をお披露目してから現在までの経過は財務課長から答弁させます。

○議長（片山正弘君） 櫻井財務課長。

○財務課長（櫻井一夫君） 1,000万円の件は前にお話しした名古屋の方からいただいた部分でございます。それを今回財源に充てているということでございます。

それから、ふるさと納税は、11月17日からホームページをリニューアルしまして、進めてきたわけでございますが、ちょっと12月6日の時点で申し上げますと、21件の申し込みで62万

5,000円。17日から開始以後、現在も来ているということで、きょう現在では31件86万5,000円になっているということでございます。その中で、カキとか、期待されたような形で申し込みがされてきているという形。米も結構申し込みなされている方が多いようです。なお、一番遠いところでは九州の熊本の方が寄附をなされてきているということで、広くホームページとかを見て、うちの町のふるさと納税はホームページから入りやすくなっていますので、そういう効果があらわれてきているのかなと思います。（「以上です」の声あり）

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 今、色川議員とのやりとりの中で、気になったというか。それは、3款2項8目で宮城県の被災した子どもの健康ということで149万2,000円と補正をやっておりますけれども、これは、復興予算を県を通してしたんだと思いますけれども、これは、やっぱり今やりとりを聞いていて、支援対策を一生懸命やっているよとは聞いているんですが、やっていることがどうなのかということ、これは金が来たから今度購入するのかと受けとめるんです、私は。当初からこういうものが必要なかったのかということなんです。本当に子育て支援は当時一生懸命議論したわけですよ。議会でも必要なものはちゃんと準備してやってくださいねということだったんですが、これは当初必要なかったものなのでありますが、お金が出てきたから購入したということで理解してよろしいんですか。

○議長（片山正弘君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 児童館におきましては、昨年4月から開館させていただきました、当初開館するときにはある程度の備品をそろえながら予定の子供たちが使う備品を整備したつもりでございました。ただし、1年間そういったもので運営していきますと、やはり運営上何かしら必要な備品というものが出てまいります。例えばここに書いてあるプールなんです、プールも一応当初これの備品じゃなくて、今まであるものを使ってきて、補修をかけながら、保育所のおさがりなんです、そういったもので対応していた部分もありまして、そういったもので新しいものにかえていきたいというふうに考えを持っておりまして、今回購入するものについては、そのときに必要と思っていたものが今回改めてこういう県の補助事業があるということで整備をさせていただいて、子供たちのいろいろなものに、いろいろな事業に展開していく備品として活用していきたいという計画を持っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（片山正弘君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） ですから、その児童館を設立して備品の準備をするときも、そういう先

進地を視察したんでしょうと。いろんな関係者の意見を聞いて準備するんでしょうということだ、やっぱり若者定住、子育て支援の面からもしっかりやってくださいねということだったんです。だけれども、じゃあこの金が来なかったらどうしたんだろうなど、今の答弁を聞いていて思うんです。やっぱり、古い物を使ってここにきてやっぱりだめだからということで、たまたまこの補助があったからやれたということなんでしょう。だからそういうことじゃなく、やっぱりしっかり子供たちを育てていくという町であるならば、当初からきちんとしたものを用意してほしいなという思いがいたしました。

それから、これは補正と全く関係ないんですが、今たまたま町長が空き家対策のことを話しました。例としてお話ししておきますけれども、4月からもう12月、9カ月になっているんですけれども、空き家対策は本当に大事だと思うんです。価値のある利用の仕方をしてほしいなということで。急いでほしいというのが、実例として、家庭の事情で今住んでいる家を離れなければならないということが起きたときに、その家庭の人たちを町で救うことができるのかということになってくると、なかなか難しい状況にあるんですよ。結果的には他町村に移って急場をしのいでいるようですけれども、少ない町民を町にとどめておくのであれば、そういう応急措置で対応できるような空き家も必要なんじゃないのかなという思いがいたしました。そういうときに、所管の関係に相談したときに、不動産屋を紹介しますと言われたそうですけれども、そんなこと言われなくても、自分の住むところがなくなったら最後は不動産屋に行くようになるんでしょう。もっと優しいようなアドバイスができるような所管であってほしいなということを一言申しおいて終わります。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 空き家対策等については、今調査させている段階で、3月ごろには報告になると思いますが、それは出たら出たでその資料は皆様方にお披露目しますけれども、それとは別に、先ほど菅野議員が言われた件につきましては後から聞きましたけれども、やっぱり町で住むところとか、町の管理しているものを1つ持っておかないと、そういう急場のしのぎというんですか、言葉として大変失礼ですけれども、そこで何か月間とかまず住んでいてもらって、ちゃんと環境を整えてやると。そういう家庭の方々に合うような環境に沿っていくという期間が必要なんだろうと。ただ、それをずっと2年も3年も4年もと言われると、なかなか難しいんだけど、自立するまでの間ちょっとお助けする期間、そういったものが入る施設というのは必要だなとは思っていました。この間、美映の丘とかいろんなところに避難的なもので建物を建てましたけれども、あれはずっとそういった方々が入っ

てくれましたけれども、そういう器がないと入ってくれる人もいないだろうと思いますので、空き家対策として全部そういったものにするということではなくて、この辺の空き家に対しては町でちょっと細工をして、何かあったときに使おうかということも考えながら、ちょっとやっていきたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（片山正弘君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 悪いところばかり言ってしまったんですけれども、一生懸命対応してくれた課もありました。だけれども、ネックになるものがあったので、そういう状況になったということもそれはお話ししておきますけれども。ただ、特別そういう緊急の場合は、どこか救ってあげるような対策というのは必要なんじゃないかなと今回のことを聞いて思いましたので、空き家対策はそういう面でも利用できないものかなと思いましたが申し上げたところでもありますから、よろしくどうぞ今後ともお願ひしたいと思います。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） それから、児童館に限らず教育委員会が所管するもの、それから教育委員会所管でない保育所等もそうですけれども、いろんな町の担当には、国の予算、県の予算、特に国の予算です。復興がある程度見えてきた中で、じゃあ今復興枠で持っている予算をどういったものに使おうかということで、いろいろ議論されてきているのが今の国会じゃないのかなと思っていますので。ですから、いろんな引き出しは常に気をつけて見ておいてくれという話をしています。ですから、ことしだめなんだけれども来年やるときにどういう補助メニューがあるのかとか、そういったものは常によその町と競争するぐらい見ていてくれということでやっていますので。児童館のやつに関しましても、担当が、町長実はこういう補助メニューがあるようだけれどもどうしましょうかといったときには、正直に言って、町ゼロだったら絶対使えと私は言いますので、そういうふうな職員にも、町の財源に限りがあるわけでもありますから、その中でやっていくわけで、子供たちのためになればいいなということでやっています。ですから、後からなんでこうだったと言わないで、ああ、そういう補助メニューをよく見つけたのかということでご理解していただけてやっていただければなと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（片山正弘君） 他にございますか。櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） まず初めに、皆さんご指摘のとおり、仙台国際空港2次交通調査事業なんですけれども、聞き逃したのかもしれませんが、松島仙台間とか松島平泉間というのは料金は変わってくるんでしょうか。これは全部2,500円統一という形になっているのか、

そこら辺をちょっと教えていただければと思います。

○議長（片山正弘君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 仙台空港から平泉町までは確かにマックスで2,500円。これは民間でかかった場合が2,500円から3,000円というのを想定して運輸局からアドバイスをいただいて設定をしております。確かに、それは全て同じではなくて、例えば、空港からうみの杜水族館までだったらJRの運賃等と乗り継ぎアクセス鉄道を使ったら幾らかというのと比べて600円が妥当なのか。空港から松島だったら800円程度なのか、JRだと900円なのだというのを比べながら設定を今後考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） じゃあ、まだ設定ははっきりしていないということですね。わかりました。

それから、外国人を対象にということも考えていらっしゃると思うんですけども、これは外国人に向けて何か特別なことを考えているのでしょうか。

○議長（片山正弘君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 確かに、外国人の方がこちらに来るときの荷物というのは国内旅行者の比ではないと。それを考えますと、一番就航数が多いのは台湾となります。台湾等のエージェントにこちらからこういったバス路線が走るようになったというアナウンス等はもちろん告知をしていきたいと思っています。また、観光関連業者につきましても、外向きにVisit Matsu-shimaなども使いまして、FITの取り込みなどにも取り組んでいきたいとは考えております。

以上です。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） バスの中ですとか、アナウンスとかそういう部分でもやはり必要だと思うので、中国語、英語等のそういう部分というものも付属してついてもらおうと思いますので、ぜひともそこら辺の準備もよろしく願いいたします。

それから、多分乗る方というのは、台湾だったりアメリカ本土でこの情報を見るという形が多いと思いますので、そちらの海外発信というものもぜひあわせてやっていただければなと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、石田沢防災のほうなんですけれども、こちらの展示パネルという部分があるんで

す。これは備品の中に入っているのでしょうか。それとも入っていないのでしょうか。そこから辺はどうなんでしょうか。

○議長（片山正弘君） 赤間危機管理監。

○危機管理監（赤間隆之君） 今回の補正の部分には備品は入っておりませんで、工事の中で設定しようかなということで考えておりました。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） ちょっとこのところはまた別の話になるかと思うんですけれども、展示内容ということはどういうふうな形になっているのでしょうか。やっぱり防災の部分である程度お金をかけたものになるのか、それともパネル1枚という形になっていくのか。そこから辺の部分がちょっともしわかるのであれば結構なんですけれども、お知らせいただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（片山正弘君） 赤間危機管理監。

○危機管理監（赤間隆之君） そちらの資料にも添付させていただいたような内容で、パネルのようなものを壁面にかざしまして周知するという内容で考えておりました。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） できれば事前にこういうふうなものというのがわかるならば、何かの機会に出していただければありがたいなと思います。

それから、できれば備品等をなるべく松島だなあと感じられるものをぜひ設定していただければ、間に合うのであればありがたいかなと。寄せ集めのものではなく、何か統一感を持ったものをぜひ備品等として購入していただければありがたいと思います。ぜひともそこから辺をもう一度検討していただければありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） まず、インバウンドのやつで、この間11月23日に岸田外務大臣が磯島のかきまつりに来ていただきましたけれども、そのとき駐日大使の方も7名ぐらい来ていただきました。観瀾亭の中で、報道陣を入れないで岸田外務大臣と駐日大使の内容のやりとりの総括をすれば、駐日大使の人たちは松島にアドバイスすることは何なのですかという大臣の問いかけに、3泊4日とか4泊5日のパッケージをもうつくって、外国の方が見たらすぐわかるようなものにしてほしいんだということでありました。それで、ちょっと話が飛びます

けれども、蔵王の町長となんか話をするんだけど、蔵王は雪だと、松島は海だと、桜だということで、蔵王と松島でやろうと向こうは言ってくれているんですけども、そういったことで、外国の方々が喜ぶものをパッケージの中に入れていくといいんだよという話をちょっとニュアンス的にいただいた。松島は温泉もあるし桜もあるし海もあるしと。そういったことで、いろいろなものを組み合わせていけばいいのかなと思っています。ですから、この間、富山県庁にも行きましたけれども、富山県からも逆に富山と松島で何かやろうよということでアプローチされておりますので、これは新年度になったならば、担当の事務方で何が考えられるか、湾クラブつながりですこし考えていきたいと思っています。

それから、石田沢に関しては、先ほど色川議員のときにもいろいろ答弁したかったんですけども、正直に言って頭が痛いんです。いろいろな人から言われるのが、松島で今度道の駅をつくったんだねと言われるんです。道の駅をつくったと言われると一番つらいんです。有料道路を通ってきて春日サービスエリアで休憩してもらおうと、大体同じような建物が今度はまた松島の入り口にあるという感じで来られるんだらうなど。だから、石田沢をこれからどうやって使っていこうかというときに、庁舎内でいろいろ協議したときに、コンビニを入れるようにしたらいいんじゃないかとか、東松島の旧野蒜駅には防災センター拠点となっていますけれども、あそこはやはりコンビニが入っているからだと思うんです。だから、せめてコンビニが入らなければ、県庁の中にあるような、ちょっと私たちはこのごろ要望活動に行ったときにあそこで待ち合わせをして、200円か300円のコーヒーを飲むんですけども、ドトールコーヒーというんですか、ああいったものがあそこに入ってくれないかなとか。そういったものが入るには、ある一定期間を過ぎて会計検査が終わらないといろんなことをやれないということもあるので、とにかくそこまでは町としていろんなことを考えていかないと、町民の人たちから何やっているんだと言われるのは確かなんです。ですから、苦しくなると、普段閉めておいて、有事の際、例えばこの間の津波地震がありましたけれども、本当はああいうときに開けて避難者を受け入れるための施設なんですね。ですけども、実際はそういうことを皆さん忘れていて、何に使うんだ、何に使うんだということが先に出てくるので、やはりスタッフのこともありますけれども、議会からも逆にアドバイスをもらって、来年1年ぐらいでいろいろなものを整備していけばいいのかなと思いますので、今後よろしくご指導お願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 他にございますか。阿部幸夫議員。

○13番（阿部幸夫君） ちょっと教えていただきたいんですが、3ページの反町弾薬庫関係なん

ですが、説明だと確定に伴って197万7,000円補正ですよという話だと思うんですけども、説明欄等を見ますと、資産にかかわる分というのと、例えば私が思ったのは、弾薬がふえたのかとか面積がふえたのか、その197万7,000円の今回補正になった部分の根拠を教えてくださいたいと思います。

○議長（片山正弘君） 櫻井財務課長。

○財務課長（櫻井一夫君） 根拠としては、ちょっと手元に資料を持ってこなかったんですが、固定資産税にかかわるものと理解していただけるとわかりやすいのかなと思います。あそこに係る土地、建物、それに係る税金の裏返しのことだと理解していただければわかると思います。

○議長（片山正弘君） 阿部幸夫議員。

○13番（阿部幸夫君） 私の考えは、これが来るのは、例えば均等割り。市町村に市が何ぼ、町が何ぼ、均等割り。それと基地調整基金割、これは総務省所管で出している金額。それから特定防衛施設交付金割、これは防衛相で出している。そういうものを言って出しているのかなど。それは、前年度に比較して……私の考え、私はそういう形で思ってお金を出していると思うんですけども、固定資産税のかわりですよというのは何となく違うような気が。この辺、私の考えが間違っているとは思うんですけども教えてください。（「答弁整理のため休憩」の声あり）

○議長（片山正弘君） 若干の意見の調整をしたいということですので、ここで15分まで休憩いたします。

午後2時03分 休 憩

午前2時15分 再 開

○議長（片山正弘君） 再開いたします。

先ほどの阿部議員の質問に対し、執行部からの答弁を求めます。櫻井財務課長。

○財務課長（櫻井一夫君） 阿部議員、先ほどいろいろ質問された部分については、固定資産税のほうの国有資産等所在市町村交付金、これと勘違いをなされているのかなと思います。今回の補正については、国有提供施設等所在市町村助成交付金ということで、9款のほうです。この補正をするということでございます。それで、国有提供施設等所在市町村助成交付金というものは、日米安保条約に基づきまして、国が提供している米軍基地及び自衛隊の基地に所在する施設で、飛行場、演習場並びに弾薬庫、燃料庫に要する固定資産が所在する市町村

に対して国の予算の範囲内で交付されるものでございまして、この金額が確定したということでございます。

○議長（片山正弘君） 阿部幸夫議員。

○13番（阿部幸夫君） そうしますと、固定資産ということで、当初の1,444万4,000円ということで、国で確定して今回は197万7,000円を交付金として出すよという形。そうすると、固定資産そのものはあそこの部分ね。町はそれを把握しきれないという形でよろしいのでしょうか。

○議長（片山正弘君） 櫻井財務課長。

○財務課長（櫻井一夫君） 資産の把握の状況については、町ではちょっと把握はできない。国で報告されまして、県を通じてくるという形になっています。（「わかりました」の声あり）

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 2番赤間です。

私からは、これまでも各議員から出た質問以外の部分で何点かお尋ねしたいと思います。

まず最初に、9ページになります。4項の選挙費で4目と5目、これのまず4目鶴田川沿岸土地改良区の総代選挙、それから5目の宮城海区漁業調整委員会委員選挙費にかかわっての、選挙台帳上の該当選挙人名簿上の人数をお知らせいただけたらありがたいんですが。

○議長（片山正弘君） 伊藤選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（伊藤政宏君） 鶴田川の選挙人名簿の人数でございますが、男が230人、女性が33人、あと法人集落営農団体等ですね、代表者の方が7人で270人です。それから、宮城海区の選挙人でございますが、こちらは男87名、女性が58名、合計で145名になります。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） ありがとうございます。

次に、主要事業説明資料の部分で、まず、3と印字されている仙台国際空港2次交通運行調査事業についてですが、先ほど来答弁において、この事業は3月いっぱいまででまずは試行的に実施されてということで、財源上、乗車運賃等も含めてですが、1市2町での案分比率での負担をするということですが、これはあくまで3月末日をもって4月中なり協定かなんかで相互負担割合でもって負担し合うという……一般財源部分ですけれども、そういう考え

方でよろしいんですか。先ほどの再確認になりますけれども。

○議長（片山正弘君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 本事業が始まる前におきまして、1市2町でこの事業に取り組むという協定をまず結びまして、その中には今議員がおっしゃったとおりの負担割合、そして事務総括はどこの町が行うかということを取り決めながら進めていきまして、またその継続する場合も、その次の年に向けて協定を必要な場合見直すという作業を踏んで続けていきたいと思っています。

以上です。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） わかりました。

それから、次に、同じく主要事業説明資料の4に印字されている部分ですけれども、瑞巖寺総門公衆トイレ整備事業でございますが、これでのいわゆる財源内訳1,994万1,000円の補正額について、ちょっと考え方として答弁いただきたいと思うんですが、まず、現在、瑞巖寺における拝観者数、拝観料は年にどのくらいを見ているか、こちらは情報的にはいただいているんですか。

○議長（片山正弘君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 大変申しわけございません。拝観料の決算は私は今持ち得ておりません。ただ、4月から再拝観が始まりまして、伸びている人数のみは把握しております。

以上です。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） いずれ、これは今答弁いただかなくても結構なんです。それで、一般財源になっている1,994万1,000円についても捉えとして、今後なかなか難しいんだろうとは思いますが、瑞巖寺に拝観される皆さんがこの公衆トイレ等をお使いになる、一定程度期間を切って、その統計的なデータ等を見ながら、町のほうに公衆トイレの維持管理のためにとということで、それ相応の負担を求めることは可能なわけでしょうか。そういうことをお伺いしておきたいんですが。その辺は想定に入れていますか。

○議長（片山正弘君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 今現在の運用の仕方と今のところ異なる予定はしておりません。今現在のとおりの町の所有なので、町が清掃管理をおこなっていくという気持ちで今のところいます。

以上です。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 観光客の皆さん、それから観光事業を展開しておられる方々が主に使われると耳に入ったりしていますから、そういったところにある程度の受益者負担というか、恩恵を受けている部分での町への負担を出さしていただけないかなというところも、管理費用上検討の材料になるのではないかなと思ったので、あえて聞きました。

それから、最後ですが、同じく主要事業説明資料の5です。私が聞きたいと思っていますのは、石田沢の防災まちづくり拠点施設整備の購入事業として描かれている中で、特に自販機、産直棚等に掲げられる商品等が、いざ有事における災害時の利活用を協定等を結んで使っていいですよという協定というのは、今後相手方とで取り交わしていくというケースはあるんですか。そこをちょっとお伺いしておきます。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 役場の自販機もたしかそうになっていた記憶があるんですが、この自販機もそのとおり使わせていただきます。それから、産直ということで、売られているものがたまたま有事の際にそこにあれば、それも使わせていただくようなことは、協定はさせていただければと思っております。（「以上です」の声あり）

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。今野 章議員。

○8番（今野 章君） ほとんど質問していただきまして、私のほうは、1つは臨時福祉給付金、給付額で4,800万円、3,200人くらいを予定しているということなんですが、これは前の給付と同じ内容だと思うんですが、改めてシステム改修で94万9,000円の予算計上となっているんですが、改修がどういったところで必要なのか。それから、94万9,000円ということの算出の根拠というのは一体何なのか。その辺を教えてください。

○議長（片山正弘君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） このシステム改修につきましては、これまで給付事業があるたびに一応改修してまいりました。これにつきましては、その金額とか条件とかそういったものの改修になるわけですが、ちょっと細かい資料は今持ち合わせていませんが、必ずこのぐらゐの経費が、給付があるたびにかかるという内容になりますので、よろしく願いいたします。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） よろしく願いされても……今の答弁ではちょっと。先ほど言ったよう

に、支給額も多分変わっていないと思いますし、対象も住民税非課税ということで変わっていないと思うんです。そうすると、何が変わってこの改修が必要なのか。その辺がわからないわけです。だから、その改修が必要な理由はどこにあるのかということと、それから、94万9,000円という算出の根拠はどこにあるのかということなんです。

○議長（片山正弘君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） ちょっと資料を今持ち合わせておりませんので、資料が来次第回答させていただきます。済みません。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 次は簡単です。児童手当のところ、321万円ほど増額になっておりますので、その内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（片山正弘君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 児童手当につきましては、今回320万円ほど計上させていただいております。これにつきましては、当初なんです、一応過去3年間の平均の児童手当というものをこちらで出させていただきながら、その3カ年の平均が減少傾向にあったんです。この平成28年度予算を組む際には、そのようなことで当初見積もりが若干低めに抑えてあったということと、先ほど事例と申し上げましたが、転入・転出の割合を見てみまして、転出するよりも15歳以下の方の転入が一応多くあるというのも加味しまして、そのようなところから、今回このような補正をさせていただきたいと思っております。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） そうすると、児童数が単純にふえたということでもいいんですか。何かその他の要因はないんですか。

○議長（片山正弘君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 単純にふえたというよりも、当初見込みがそのような傾向でふえると見込みを立てずに計上したという経緯が一番大きいんですが。あとは転入、あとは出生も多少絡むんですが、出生も昨年よりは若干上向いた形の出生があるのかなと考えておりますので、その辺での数字的なものは上がるということになります。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） わかりました。当初の予算に比べてうんと大きく伸びたというほどではないので、それはそれでいいかと思えます。わかりました。

それから、仙台国際空港2次交通運行調査業務委託ということで、先ほど来話題にのって

るんですが、私はよくわからないんです、実際のところ。何を調査するのがよくわからない。どのぐらいの乗車率になるのかとか、どのぐらいの運賃にしたらいいのかとか、そういったことを実際この中でつかんでいくということになっていくのかなと思うんですが、最終的にこの調査でもって何を得るのか。その辺をひとつ教えていただきたいということと、もう1つは、一番最初に後藤議員がお聞きになったんですが、どこに委託されるんですかということだったんですが、委託はそうするとバス会社なのか、それとも一般のコンサルと言われるそういった業務を担うようなところになるのか。その辺はどんなふうにお考えになっているのか。その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（片山正弘君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） こちらの運行調査事業と。調査という名称がついております。

これは東北観光復興対策交付金事業で、補助メニューの1つの項目となっております。ここにおいては、今、今野議員がお話ししましたとおり、どれだけこのバスを走らせることによりニーズがあるか。そのニーズに対してどのぐらいの料金が適正かということ、乗られた方からいろいろ情報を得まして、今後の運行に生かしていくと。それが、いわゆる平成27年度で2,000万人近くの外国人来訪者がいらっしやいましたけれども、東北にはその0.9%しか来ていないというところから、創設された交付金事業でもございましたので、そういった交付金を使った結果、やはりニーズがあったので伸びていく、東北にも外国人来訪者、国内旅行者も含めてくるようになったと言えるような結果になるのかなというふうには求められていると思っております。また、想定される業者につきましては、この補正予算が上程されたところで、建設新聞等に掲載されまして、それを踏まえて、コンサルも旅行会社もバス運行会社も窓口のほうにはいらっしやっております。ただ、これを通常走らせるとなった場合、今後の入札の仕様等になってくると思うんですけれども、いわゆる貸切バスじゃなくて乗合バスになると。不特定多数の。そうしますと、運行上の4条申請が必要になると。4条申請をとるに当たってはかなりの日数を要しますので、それを持っているかどうかということと、また、持っていなくても21条申請ということで、ある一定期間の走る期間がもうその資格を有する業者と限られてきますので、そうしますと、多分バス運行事業者が想定されるのかなと。そういうところには強いのかなと思っておりました。

以上です。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） わかりました。結局のところ、3年程度続けていくというお話でお聞き

したわけですが、先ほどもお話があったのかもしれませんが、乗車率で見たときに、実際それ以降運行させるかどうかの判断、多分乗車率等の中で判断するんだと思うんですが、その辺の基準というのはどういうふうに考えているのか。なかなか今回の予算で見ますと全体が1,800万円余りですか。その中でですから、補助金が当然なくなっていくわけだと思いますので、そこを含めて考えたときにはもうちょっと予算的には下がっていかないと当然実際の運行にはつながらないと思うんですが、それにしても乗車率という問題は大きいと思うんですが、乗車率は何%ぐらいをめどに見ているのか。その辺はどうなんでしょう。

○議長（片山正弘君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 始めるからには限りなく100%にもっていききたいという気持ちはあるんですが、現実そうはならないと思っております。運輸局等にご相談した場合、目安としては50から60いったら大成功だろうと。ただ、一般的に事業を始めるに当たっては30%を目標にしたほうがいいたらとアドバイスもらった経緯がございました。ただ、5、60%になったとしても、残りの40%は必ず1市2町の負担が生じます。それに見合った乗車率と比例して経済波及効果があるかどうかということが今後大切になってくるのかなど。それは、単純に言うとも来訪者数が何人になったと。国内外含めて。そういったことを勘案しながら、まず3カ月、今シーズンオフの時期ですけれども、シーズンハイのときの乗車率を見て1市2町で本当に、全般的に言えることですが、話し合っただけで、これだったら続けようかといった答えを見出していきたくて考えております。

以上です。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） わかりました。今回は1月から3月にかけての73日間ということなんです。残り2年は季節を当然変えてやるということになるんですよね。その辺はどうなんですか。

○議長（片山正弘君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 来年、再来年と交付金の内示をいただきましたら、通年365日走ってもらうような計画でございます。

以上です。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 私はまた、調査業務なので期間限定で3カ月なら3カ月やるのかなと思っただけなんです。そうすると、この4倍近い予算が必要になるということですね。そうい

う理解でいいということですか。

○議長（片山正弘君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 主要事業説明資料の金額からいきますと、答えは今野議員がおっしゃったとおりで、2分の1、2分の1で4倍近くだと。平泉、松島だけで通年で見れば1億4,700万円が総事業費になり得るようになります。

以上です。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） そうすると、やっぱり大変な金を投じて調査業務をなさるということになっていくんだなということ。今私は限定3カ月間ぐらいの施行を3年間やるんだらうというつもりでお聞きしていたので、どちらかというと逆にびっくりしたなという感じがあるんですが、ぜひ、来年度以降については、そうするとどうなのかなと。やっぱり調査期間というものもある程度設定してやった方がいいのかなという気がするんですが。これは執行部のほうでぜひ考えていただいて。私などが考えるよりははるかにいいと思いますので。私から言わせていただくと通年でやるのはどうなのかなと。ちょっと予算的にかかりすぎるんじゃないかなというイメージもあるので、ぜひその辺も含めて検討していただきたいと思います。

それで、あと福祉のほうのお答えをお願いします。

○議長（片山正弘君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 臨時福祉給付金のシステム改修のないようになりますが、これにつきましては、改修費につきましては49万6,800円になります、内訳。その中のシステムの改修のないようでございますが、給付対象者は改めて抽出するという作業、あと、除外情報の入力というものも必要になってくると。申請書の受け付け機能、そういったもののシステムを改修していくということになります。そして、あと残りのアウトソーシングの部分があるんですが、この委託費の中には、その申請書の作成とか対象者の一覧とか、あとは封筒の作成とか、そういったものも一応含まれておりまして、このアウトソーシング部分につきましては、45万1,440円を計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 前の支給のときも多分同じことをしているんじゃないかというんですよ。アウトソーシングも名前の抽出も封筒の印刷も何もみんな前も同じことをやっているのに、

同じことがもうできないシステムになっているんですか。何かそれって、業者にもうけさせるためだけのシステムづくりになっているんじゃないですか、そうすると。そういうシステムは毎回同じように出てくるんだとすれば、残しておいて当然だと思うんですけども、残っていないんですか。

○議長（片山正弘君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 要するにこの給付事業をするたびの契約というか、それはその部分での契約になります。だから、前の部分の改修云々ではなくて、一つ一つの事業として、新規として捉えた形の改修ということになるので、これも一応業者の見積もりというものになってくるんですが、その辺のことで改修事業は進めなくちゃいけないということです。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） だから、さっき90何万円の根拠、49万幾らになったのかな、その根拠も聞いたんだけど、結局業者の言いなりということなのね。

○議長（片山正弘君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 先ほども申し上げましたとおり、業者の言いなりというか、その事業、1つの事業、給付金に対する事業1つで契約が終わっているんで、ここの分は改めての契約ということで、言いなりではなくて、一応それを進めるためにはこの改修だったら必要になるということでご理解願います。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 名前の抽出と封筒の印刷だとか、そんなのは我々だってできますよ、簡単に。それを何十万円もかけてやること自体どうなのと。国から全部金が出るからいいんじゃないのということもあるのかもしれないけれども。そういうことを言うと国のほうもよっぽど無駄金を使っていますよね。本当にひどい話だね。と言いたくなります、私は。こういうお金はやっぱりもっと節約して使うことができるんじゃないんですかね。あれでしょう、うちのほうで住民基本台帳があるわけだから、それからほとんど抽出できるようになっているでしょう。やろうと思えば。違うんですか。わざわざシステム改修をしないとできないようになっているんですか。やろうと思ってできないものなのかどうか。（「議長、ここで答弁整理させてください」の声あり）

○議長（片山正弘君） 暫時休憩します。

午後2時40分 休 憩

午後2時42分 再開

○議長（片山正弘君） 再開いたします。

町長。

○町長（櫻井公一君） 今の今野議員の答弁に際しまして、きょうここに答弁者の予定側に入っていないんですけども、山口班長を入れてよろしいでしょうか。よろしければ議長にご配慮願って答弁させたいと思いますので。

○議長（片山正弘君） 答弁の関係上、山口職員を入れて答弁をさせたいと思います。ご異議ございませんね。（「はい」の声あり）ではお願いいたします。山口職員。

○町民福祉課福祉班（山口俊江君） 今回の臨時福祉給付金ですが、今野議員がおっしゃるように、対象者は平成28年1月1日松島に住所がある方で住民税非課税の方ということになっております。現在行っております臨時福祉給付金3,000円でございます。こちらについては、条件は同じでございますが、非課税プラス遺族年金と障害年金を受給されている方、これは基礎年金なんです、こちらの方についてはさらに3万円プラスということになりますので、3万3,000円をもらえる方もいらっしゃいます。その申請書用紙が1枚の用紙で対象者と思われる方にうちのほうで郵送させていただいております。

今回の1万5,000円の臨時福祉給付金については、3,000円の部分の対象者の方々だけを対象にということになりますので、対象者が同じだからデータも同じものを使えばいいんじゃないかというご意見もいただきましたけれども、途中で申告をしたりということもありまして、対象者をもう一度抽出して、対象と思われる方々に郵送をさせていただいて、ということになっております。システムは別につくるということで、現在のものを改修するというか、新たにつくるといったような形でございます。

以上です。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 自分たちでシステムをつくったら、かえって簡単にいくんじゃないかなという気がするんです、私なんか。ものすごく簡単に考えているんです。そういうコンピューターとか、計算機というのはそういうものでなければ利用の意味がないんじゃないかと。そんなことをするんだったら、本当に手書きで書き出したほうがいいんじゃないかと言いたくなるくらいに思ってしまうんです。最初からそういうシステムとして稼働するようにできないんですか。システムを。そういうものを抽出したいという項目を選んでやって、複数選んだらその該当者が出てきますというシステムにできないんですか。そういうふう以最

初からつくっておけば、何回も改修がいらぬような気がするんですけども。それが、毎回のようによくやってくるわけですね。そして毎回のようによく計算機屋さん、システム屋さんにお金を払っていくという。システム屋さんを生かすために法律を変えているのかなと思うくらい毎回出てくるわけですよ。これは、皆さんに言っても仕方がないのかもしれないけれども、非常にそういう意味では無駄だと言いたいです。もう少しあれだね、国ももう少し単純明快な施策をつくれればいいんだけどね。複雑にしすぎてやってくるからこうなるんですけども。無駄だと思いませんか。そこだけ聞いておきます。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 無駄か無駄じゃないか確認することがどうなのかと言われると難しいんですが、よく新聞で、よその町で名前が漏れていたとか、そういったこともあるので、果たしてそれが本当にいいのかというと、ちょっと。今野議員が言うのが正しくてこっちが正しくないとは一概には言えないんだろうと思います。ただ、今のご意見を踏まえて、今後いろいろ考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第108号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第108号平成28年度松島町一般会計補正予算（第6号）については原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第109号 平成28年度松島町国民健康保険特別会計補正予算
（第3号）について

○議長（片山正弘君） 日程第13、議案第109号平成28年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第109号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第109号平成28年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第110号 平成28年度松島町介護保険特別会計補正予算
（第3号）について

○議長（片山正弘君） 日程第14、議案第110号平成28年度松島町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。2番赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 2番赤間です。

私からは、明年4月1日から介護事業のいわゆる総合支援事業をスタートさせるというお話ですが、今回の補正に当たってどうこうという質問をしたいということではないんですが、町民の皆さん、その総合支援事業の中身をできるだけ早い時期に町から広報等を通じるなりして、あるいは行政区単位でも結構ですが、お知らせいただけるような方策をとってほしいという声がありますので、私のほうからそれを申し上げておきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 日にちをちょっと間違うとあれですけども、11月に松島町内の行政委員、それから区長方と福島県郡山市に実はその件で研修してまいりました。そのときに、松島町の来年からの取り組みについて、うちの長寿課の齋藤から、一応バス2台でありましたので、バスの中で郡山に行くときに1時間ずつ分けて乗っていただきまして、目的地につく前に来年度からこうなります、こういうふうにしたいということで、松島町の考え方を

話し申し上げて、それから郡山市が1年早くことしから取り組んでいるので、その内容をお聞きしていただいた。大方の区長方の意見はもう松島は始まっているんだなというご意見でありましたので、ある程度報告はできたのかなとは思いますが、なお広報等を含めいろんな機会をとって広めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（片山正弘君） 後藤良郎議員。

○5番（後藤良郎君） 5番後藤でございます。

地域介護福祉空間整備推進交付金とありますが、その中身を教えてください。

○議長（片山正弘君） 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君） 今ご質問にありました地域介護福祉空間整備推進交付金につきましては、介護従事者の負担軽減を目的とした介護ロボット等の導入の支援事業の特例交付金でございます。国100%で町を通して補助をするというものなんですけれども、今回上がっている92万7,000円は町内の特別養護老人ホームから計画申請のありました見守り支援ベッドでございます。ロボットというと、動くロボットとか話すロボットとかを私も最初イメージしたんですけれども、ベッドからの転倒や徘徊等の事故防止のために体重移動をセンサーでキャッチして支援するほうに伝えられるというセンサー搭載キャッチ・ナースコールつきの見守り支援ベッドシステム。電動ベッドにそういったものが附属しているということで、結構定価だと高いようなんですけれども、特別養護老人ホームからの見積もりで何社からか見積もりをとったと思うんですが、2台分で上げられております。これも内示がございまして、国の補助の中ということで、町の配分額が92万7,000円ということで、今回上げておりますが、そのまま計画申請をしております特別養護老人ホームに補助ということになります。

以上です。

○議長（片山正弘君） 後藤良郎議員。

○5番（後藤良郎君） そうすると、これは介護ロボットのための専用の交付金なんですか。それ以外に使えるような中身の交付金ではないんでしょうか。

○議長（片山正弘君） 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君） これは、介護従事者の負担軽減のためということで、介護ロボット等導入支援事業補助金ということで国から示されておりますので、ほかには使えないものでございます。

○議長（片山正弘君） 後藤良郎議員。

○5番（後藤良郎君） わかりました。それでは、実際ロボットを導入されたとして、その事業

者に対しての扱いは貸し出しみたいな、それともそのまま提供になるのか、その辺をお願いします。

○議長（片山正弘君） 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君） これは、実際は町を通す形になりますけれども、100%そのまま計画を出しました特養に92万7,000円が行くものでございますので、特養でベッドは買うと。3年間実際にどういう部分で介護負担が軽減されたかという報告を国に出すような条件付きの補助金でございます。

○議長（片山正弘君） 後藤良郎議員。

○5番（後藤良郎君） そうすると、そのロボットを導入したとして、使い方とか怪我とか、その辺が心配ですね。その辺の講習とかそういうものがあるのかどうか。

○議長（片山正弘君） 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君） ベッドにセンサーがついていて、ベッドから徘徊の習慣のあるような認知症の重度の方とか、とても目を離せないとか、一番心配だという方に利用するものなので、これでけがをするというよりは、それで早目に職員がキャッチしてけがのないように支援するものということですので、ぱっと見ただけでは普通の電動ベッドではないかなと多分思うようなものですが、体重移動したときに特殊なセンサーが離床しそうだと、ベッドの端に体重移動が起きているとか、そういったことをキャッチするようなベッドになっております。それによって、いなくなってから探すよりも、ベッドから離れそうだと。ベッドから落ちるのではないかみたいに早く駆けつけられたりとか、そういったことの事故防止に、それがいわゆる介護従事者の軽減にもなるといったことで、国の対象品目の中になっているものなので、それによってどういう介護軽減になったかを国に報告するという義務づけもあるので、国としては今後の介護従事者の軽減のための情報の1つにも集約していく方向なのかなと担当としては思っております。

○議長（片山正弘君） 後藤良郎議員。

○5番（後藤良郎君） もしよければチラシとかがあれば、議長を通していただければ。商品というんですか。

○議長（片山正弘君） 他にございますか。櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 関連事項なんですけれども、こういう介護従事者の負担軽減というのは大切なことだと思うので、これは今回だけなんですか。随時そういうことを受け付けているんでしょうか。申請があった場合は随時受け付けるという形になっているのか、今回た

またまあったのか、どちらなのでしょう。

○議長（片山正弘君） 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君） これは毎年出ている者ではなくて、平成28年2月の通知を受けて行われた補助メニューでございます。継続されるという話は聞いておりませんが、この間の障害者施設の死亡事件を受けて、セキュリティー関係の補助メニューも今後ちょっと出てくるかなとは思っておりますが、一応介護ロボットにつきましては、継続的に出ているという情報は今のところ入っておりません。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） こういう情報というのは各事業者のほうに全部回っているということではよろしいのでしょうか。わからないでそういうものを使えないということはないのでしょうか。そこら辺はどうでしょうか。

○議長（片山正弘君） 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君） 確かに、議員おっしゃるとおり、2月初めに通知が来て、3月までに協議書というんですか、そういった案を出しなさいといった、かなり期間の短いものでございました。ただ、厚生労働省から介護従事者にもいろんな周知等を示されていたものでございまして、特別養護老人ホームからだけあがってきたと。あと、2月、3月には、いろんな従事者の研修会等うちのほうで実施しておりますので、そういった中でも話はしてきたんですけれども、やはり3年間報告義務があると。それで、思ったよりも規模の小さな補助の内容だったということもあるのかなと思っております。

○議長（片山正弘君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第110号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第110号平成28年度松島町介護保険特別会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第111号 平成28年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算

(第2号) について

○議長（片山正弘君） 日程第15、議案第111号平成28年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） この数字を見まして、すごいなと思いました。特に福浦橋です。33%増です。うちでそんなに伸びているかなと。このような実績の数字、大したものであります。

まず、観瀾亭なんですけれども、観瀾亭も150万円の増ということで、遺訓しか出ていないんですね、遺訓ほかと。この遺訓ほか、抹茶とかなんかあると思うんですけれども、遺訓ばかりで150万円になっているわけではないので、ちょっとその辺をお知らせください。ほかは何か。

○議長（片山正弘君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） ほかは主に抹茶等観瀾亭に来ていただいたときに召し上がっていただくお茶、お菓子等が中心となっております。もちろんお土産品等も影響が出ておりますが、一番多いのは抹茶、お菓子等となっております。

以上です。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） だったら抹茶って書けばいいんじゃないですかね。遺訓がそんなに売れるのかなと。抹茶が伸びているのはわかります。本当に私は何回も観瀾亭のことを言うんですけれども、よく聞かれます。抹茶を飲ませるところがあるそうですねと。私の店でも売っているんですよ、抹茶は。でもやっぱり、立場上観瀾亭と教えてやっているんです。そういう中で、やっぱりこういうときは、抹茶、遺訓でもいいさ、そういうふうに書いていただければいいのかなと思います。

本当に努力です。これは広報の力だと思うんです。いろんなパンフレットとかでそういうことをやるので、ぜひどんどんやっていただきたい。そういうふうに思います。

それから、福浦橋なんですけれども、これは本当にすごい数字でございまして、950万円、一挙に上げてきたわけなんですけれども、ここで。年度末だからそろそろ、そういうことで上げてきたんだと思うんですけれども、お客さんが多くなったから通行料が多くなったんだよと

いう単純なものでいいんですか。一番の要因は何でこんなにふえたのかと。分析していますか。

○議長（片山正弘君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 数字的に申しますと、福浦橋の通行料を人数にカウントするともう2万5,000ぐらい当初予算より上回っている状況になります。平成28年度の当初予算も平成27年度当初よりも多く見込んだ形で計上したものの、それを上回っております。一番大きな要因は何かと申しますと、やはり影響を受けているのは台湾のほうからの毎日就航していただいているおかげで伸びているというのが顕著にあらわれております。実際に、外国人の入込客数を見ても、平成27年度決算あたりでは8,000人、8,800人ぐらいと出ていたのが、もう平成28年の11月現在でそれを上回る9,300人と。その大勢を占めているのが台湾の観光客数、こちらがプラス700人とあらわれております。その一人一人が必ず渡っているかどうかということは抜きにしても、これが必ず影響しているというのは見えるなど分析しておりました。

以上です。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） まさに今台湾と言われました。あそこの福浦橋の前には、台湾の寄附金、東日本大震災でいただいたことを書いているわけです。そういうことも台湾のメディアが取材に来ていて、そういうところを上げているということの1つの要因かなと思うんです。そういうことで、もっとそういう台湾とか、何かほかにそういうところを見学するような場所にこういう関連のものがあればいいのかなと思います。やっぱり、いかにメディアというものが……本当に来るんですよ、よく。そういうことで、大切に、その人たちが、広報を媒体として使っていただければありがたい。本当にこれはびっくりいたしました。福浦橋が恐らく松島で一番の伸びじゃないかなと私は思いますけれども。わかりませんよ、ほかはどうなんだか。ということで、これから一生懸命やっていただきたい。ますますやっていただきたい。そういうふうに思います。以上でございますけれども、あと、福浦橋のライトの照明です。あれの、きのうは真っ赤になっていて非常にきれいだったんですけども、大分あれはああいうふうにしてから2年以上になりますから。皆さんの評判なんていうのはどうなんですか。橋の電灯の評判というのは。

○議長（片山正弘君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 観光協会や私どもに聞こえて来ます評判というのは、一時期月

が映えるとき、満月のときにはライトダウンしようとして今回試行で始めていたんですけども、ライトアップ全般に関しては大変好評を得ております。ただ、色に関しては、青、緑等が合うのかというお声もいただいております。普通に言えば朱塗りが映えるいつものクリアな色のほうがいいんじゃないかというお声もいただいておりますので、それはちょっと調べて、含めまして検討させていただければなと考えております。

以上です。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 福浦橋だけじゃなくて、いろんなところも発信するよということでもありますので、今、福浦橋の次は、今度は西行戻しの松かなと期待していますけれども、とにかくいろんなところにいろんな方々が発信してくれると。多分きのう議員さん方皆さんが見てくれたんだろうなと思うんですが、日本遺産でBSを見たでしょうか。やはりそういうところからあるんだなと思うんです。あれだけ前に告知して、日本遺産で11日、松島瑞巖寺が入りますよと。やはり、一番最初、松島から入っていました。やっぱりすばらしい映像だなというふうに私は見て、ビデオに撮っていますけれども、今度うちの産観が町民の部屋かなんかでずっと流すと思いますけれども。そういったことで、いろんな方々に見ていただいて、それからあそこは松島高等学校の子供たちが東松島で被災した、名前はちょっと忘れましたがけれども、女子の1年生が、たしか台湾のメディアにいろいろ語ってくれたんです。震災のときの話、それから義援金で100万円をもらって橋を直した話、それから高校名までは忘れましたがけれども、あそこで合唱をしたんです。福浦橋の上から。それを海外に全部発信してくれて。それで台湾は結構ふえてきているんだろうと。ですから、台湾だけじゃなくて、今アメリカとか欧米も結構ふえているんですね。今産観で言わなかったんですけども、数字的にはかなりふえているんです。ですから、今、宮城県が50万人と言っているの、その3%で1万5,000人ぐらいかなと言っていたんですけども、多分ことしは2,000人ぐらいにはなるんだろう、超えるだろうと思っていますけれども。そういうことでいろいろ発信はしていきたいと思いますので、何か情報があったらまたいただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（片山正弘君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第111号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第111号平成28年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第112号 平成28年度松島町下水道事業特別会計補正予算
（第4号）について

○議長（片山正弘君） 日程第16、議案第112号平成28年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第112号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第112号平成28年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第113号 平成28年度松島町水道事業会計補正予算
（第3号）について

○議長（片山正弘君） 日程第17、議案第113号平成28年度松島町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第113号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第113号平成28年度松島町水道事業会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第114号 工事請負契約の締結について

【町道手樽・富山駅線避難道路整備工事】

○議長（片山正弘君） 日程第18、議案第114号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。今野 章議員。

○8番（今野 章君） 1つだけお聞きしておきますけれども、道路をつくると、整備するということで、次の議案もそうなんですけれども、地元の業者の育成の問題です。せっかくの道路で、言ってみれば一番とつきやすい事業なのかなという気もするんですが、地元の業者からすると、なかなか仕事が取れないという状況になっているのかなと思っております。ぜひこういったところから地元の業者育成という方向をつくっていただきたいなと思っているわけなんです、何か方策なり何なり、考えていることがあればお伺いしておきたいと思っております。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） まず、それでは、地元の業者という形なんですけれども、今回の公募状況の中では、地元の業者が入れるような条件で公募を実施しております。地元の業者2社ほどは入れると思っておりました。地元の業者もなんですけれども、まだまだ業界で工事がある中で、工事を見ているという形になりますけれども、今回の工事は応募してこなかったという形になっております。ただ、今回同じ日に入札をやった案件では、公募に応募してきているというものもありましたので、これは工事量が多いというのもありましたせいか、技術者とか労働者とか、機械関係といったものがありまして、違う工事に応募してきたのか

など思っております。大きい工事ばかりではなくて、少し小さい工事も出しながら、今後考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） いろいろ条件の中でやっていることなので、確かに地元の業者が入れたり入れなかったりということはあろうかと思うんですが、見ていると小さい工事しかとれないような状況に……じり貧というか、追い込まれているのかなというところも見え隠れするのかなと思っております。ぜひ地元の業者としてやっぱり、うんとでっかくしろとは言いませんけれども、一定の規模の事業ができるような事業者を町としても育てていくというのは大事なことはないかなと思うんです。

この間もお話ししたんですが、やっぱり災害時等の対応も含めて、そういった業者をきちんと育てて確保もしていくということが必要だと思いますので、そういう意味での将来的な考え方があれば、もう1回伺いしておきたいと思えます。

○議長（片山正弘君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 今、建設課長からお話が合ったように、今回の案件についてはその条件に入れています。ただ、規模、工種、同じ道路事業でも規模とか工種、使用機械等々で地元ではなかなか難しいところもある。逆に言うと、もう少し大きくなかったら受注してもらえないというところもあります。そういうことで考えた場合に、地元業者で考えたら、数字で見ると大体議決案件前後あたり、この辺が適正の規模と言ったらいいのか、町内の業者でもそれなりにローリングしながらやっていけるのかなというところがあります。そういう意味で、工種とか、いろんなものを見ながら。それから、今ちょっと事業をまだピークでやっていますけれども、大体落ち着いてきたころにまた今言われたところのスジ、考えて工事を少し分割するなり、何かそういうことで受注する機会を場を多くするように考えていきたいと考えております。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 震災バブルではないんですけども、これもだんだん終わっていくという状況に入っていくわけなので、ぜひこういう機会と言ったらおかしいんですけども、こういう機会の中で、一定程度育て上げるということも私は必要なことだと思うので、ぜひ町としてもその辺を考えてやっていただきたいということを申し上げて終わりにします。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 今、今野議員がお話しされていたことは、私は議会のときにも言ったことがありますので、今回も実は、入札に当たっては、町の業者がどうにか絡めないかという話はしているんです。ただ、このごろの1、2カ月の様子を見ていると、大きい事業も大体入札率がだいぶ下がってきているので、だんだん大手も工事は少なくなってきたらうと。ですから、なおさら、逆に今、今野議員が言うように、地元の育成ということがあると思うので、この道路工事だけじゃなくて、水道管に絡むもの、水道事業所に絡むもの、それから下水道に絡むもの、そういった関係でそういう意見を取り入れてできるだけ地元の業者に頑張ってもらえるように。建設となると道路は2社しかありませんけれども、水道となると、また下水となるとまた件数が大分ふえますので、そういった意味でちょっと考えていきたいと思います。

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第114号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第114号工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第115号 工事請負契約の締結について

【町道根廻・磯崎線道路整備工事】

○議長（片山正弘君） 日程第19、議案第115号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 2番赤間です。

まず、1点目なんですけど、このA3の2ページ、現在考えておられる盛土の法面の植生マッ

ト、これはどういった植生態様を描かれているのか教えていただきたい。要するに、外来種とかそういったものが今盛んに騒がれていて、特にブタクサ類だとかセイタカアワダチソウとか、ああいった類いは本来日本にない類いの種類というんですか。それが長年のあれで変化してきてこのような状態になっているというのがありますから、その辺の考え方をまずお知らせください。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 盛土法面の植生につきましては、植生マットというか植生種子帯を使いまして植生するようになりますけれども、できる限り在来種に近い形の種子を入れてくださいということで話はしておりますので、今回もその話はさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） できるだけ在来種に近いということですが、要するに2次的にはアレルギー性とか云々とかいうので、社会問題化している部分もありますので、その辺を十分使われる業者と打ち合わせの上対応いただきたいということをお願いしておきたいと思えます。

それから、この議案の114と115、いわゆる入札結果表を見させてもらいました。その入札結果表から見たときに、落札率に大きな差があるということでありまして、この部分が町の発注者側として当然工種、あるいは明細書等も含めて、最終的には落札として得られた札だけじゃなくて、そういったものについてもチェックは効いているのでしょうかと参考までにお聞かせいただきませんかということなんですが、よろしいですか。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 入札時に見積書の内訳書ももらっております。そちらで確認はしておりますけれども、今、業者なんです、積算システム、電算システムも大きい会社だとお持ちになって、積算もしているかと思えますので、大きな食い違いは本来ないはずなんですけれども、片方は大体この工事案件ですと15%ぐらい引いてきたのかなと考えております。ですので、実際的には設計額に近いような工事費では積算しているんだろうなという形では考えておりました。もう片方は、ちょっと間違い、どこかにちょっとしたミスがあつて高どまりになったのかなというイメージではいると思えます。単価表関係とか歩掛り関係はわかりますので、その辺の間違いはなかったと思っております。

以上です。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 課長の裁量の中で、技術職員、特に積算業務を担当する職員に当たっては、そういったところの考え方というのを十分相互理解し合って、なおかつこれについては予定価格、あるいは最低制限価格の設定に当たっても、こういったところも一定程度町側としては配慮いただいた形で展開いただけたらなど。当然余りにも入札差金を期待するわけじゃございませんけれども、そういったところも共通の認識として町側として持つ必要があるんじゃないかということで質問させていただきました。どうもありがとうございます。

○議長（片山正弘君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 今の中で、最低制限価格につきましては、担当とか課によって変わることはありません。積算する内容によって自動的に積算されますので、それは人が変わったりあれが変わっても工種とか中身とかによって自動的に決まるようになっていきますので、この辺は調整しているわけではなく、この計算式については相手方にもちゃんと出してあります。こんな計算の仕方をしますとしていますので、この辺は動かない数字であるということはひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。高橋利典議員。

○12番（高橋利典君） 12番高橋です。

この工事の2ページの45号線との取り付けになると思うんですけども、そこでの土地の所有というか、土地の買収をするときには、やっぱり立木とかがありますよね。その関係でそういった補償なんかもあったんでしょうか。その辺をちょっとお聞きいたします。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） こちらは、7月の臨時議会で、土地のほうは契約案件を出させていただきました。あと、立木のほうも同時に契約をさせていただいておりまして、そちらのほうは議決案件になっていないんですけども、全伐採補償という形で契約を行っております。土地に係る分です。切土に係る分は伐採補償という形で契約を行っております。

以上です。

○議長（片山正弘君） 高橋利典議員。

○12番（高橋利典君） 工事のほうも伐採が始まっているようなので、それで、スギ関係はどういう処分の方法をしているのかなと思って、それをお聞きしたいんです。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 木の処分になりますけれども、木は切り株を残しまして、上を全部

伐採して処分いただくという形で、処分というか用材林という形で処分いただくということで、それまでなくなった状況にさせていただくような状況で引き渡しを受けるというようにしております。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 高橋利典議員。

○12番（高橋利典君） やっぱり用材として使えるものですから、それをただ処分するのを任せるといふんじゃなく、やっぱりそれもいろいろ市場に持っていけば金額になるんです。だから、そういうところで立木もちゃんと補償もしてやっているわけですから、それは町のものになったので、やっぱり、その処分していただく段階で切り出して使えるような方向にしてみらうといいのかなと思っているんですけども。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 補償の算定方法になりますけれども、算定の方法につきましては、用地対策連絡協議会というものがあまして、その補償算定基準というものがああります。そちらは伐採をして、木を用材林として売るといふ形のもとで補償算定しておりますので、売るのを前提に算定しておりました。ですから、その分は引かれているという状況になるのでしょうか。という形でやっております。通常ですと立木補償なんですけれども、そちらのほうは算定基準書でやっていくとなかなか単価が合わないというのがありまして、植林をしている方では単価が合うんですけども、地権者の方なんかは単価が逆に合わないと言われているケースもありますので、今回はやっていただいてよかったなと思っております。

以上です。

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第115号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第115号工事請負契約の締結については原

案のとおり可決されました。

本日の日程は、全て終了いたしました。

以上をもちまして本日の会議を閉じ、散会とします。

再開は、13日午前10時です。

大変ご苦労さまでした。

午後3時24分 散 会